

予算決算常任委員会（令和2年度予算審査）会議録

令和2年3月11日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時44分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

令和2年度一般会計歳出（6農林水産業費～13予備費）

令和2年度各特別会計

令和2年度各企業会計

予算関連議案（議案第9号～議案第16号）

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民自治部長	法 邑 和 浩 君
経済部長	井 出 俊 博 君	建設水道部長	工 藤 博 文 君
資源循環統括監	東 川 晃 宏 君	企画課長	大 橋 雅 民 君

創生戦略課長	瀧上 聡典 君	総務課長	青木 伸裕 君
財政課長	丸 徹也 君	農業振興課長	藤田 昌也 君
畜産林務課長	徳竹 貴之 君	商工労働 観光課長	阿部 淳 君
都市整備課 土木管理監	村田 雄大 君	施設管理課長	土田 実 君
総務課主幹	阿部 弘 君	農業振興課副長	市橋 信明 君
畜産林務課副長	久光 徹 君	商工労働観光課 副長	佐藤 政臣 君
都市整備課主幹	鈴村 章 君	施設管理課主幹	桜木 卓也 君
創生戦略課 創生係課長	木村 哲晃 君	総務課長 行政係課長	水村 友博 君
自治環境課 自治広報係課長	高橋 将人 君	農業振興課長 農業係課長	佐藤 匡 君
商工労働観光課 観光係課長	小林 真二 君	都市整備課 土木係主査	田中 一幸 君
施設管理課 管理係課長	植松 貴徳 君	企画係主任主事	北川 智貴 君

教育委員会 教育会長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野 弘志 君
教育委員会 文化振興統括監	漢 幸雄 君	教育委員会 学校教育課長	須藤 友章 君
教育委員会 社会教育課長	武山 鉄也 君	中央公民館長兼 市民文化センター 一館長	千葉 真奈美 君
教育委員会 学校教育課長	魚津 智孝 君		

事務局出席者

議会事務局長	千葉 靖紀 君	議会事務局 総務課長	岡崎 浩章 君
議会事務局 総務課副長	前畑 美香 君	議会事務局 総務課主任主事	駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、3月5日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(丹 正臣君) ここで、副委員長と交代いたします。

○副委員長(遠山昭二君) おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、令和2年度士別市一般会計予算歳出について質疑を行います。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員(苔口千笑君) おはようございます。

限られた時間の中、きょうもさくさくまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、農業振興費にありますグリーンパートナー推進事業について伺います。説明資料21ページになります。

農業後継者の配偶者対策として長年にわたり開催されているものと承知しておりますけれども、過去の予算書などを拝見する中で、ほぼほぼ事業費に変動がないことから、事業費に用いられる内容もほぼほぼ変わらないのかなと推察しております。

そこで、まずは事業費の内訳についてお伺いします。93万1,000円の内訳からお願いいたします。

○副委員長(遠山昭二君) 市橋農業振興課副長。

○農業振興課副長(市橋信明君) お答えいたします。

グリーンパートナー推進事業93万1,000円の内訳につきましては、JA北ひびき、農業委員会、市などで構成いたします担い手支援協議会が事業実施主体となって実施いたしますグリーンパートナー推進事業に対する補助金として90万円、あと、事業費に係る旅費として3万1,000円となっております。この担い手支援協議会に交付しております90万円の主な使われ方につきましては、募集に係る広告費といたしまして30万円、送迎等に係るバス代といたしまして25万円、あと、女性参加者の宿泊費や食事代、消耗品などが約25万円ということで、全体で90万円の予算となっております。

以上です。

○副委員長(遠山昭二君) 苔口委員。

○委員(苔口千笑君) そうしますと、事業費の大部分が広告費とバス代に充てられているという

ことについてなんですけれども、改めてこの事業の具体的な内容について伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

グリーンパートナー推進事業につきましては、例年3月に農業委員会を通じまして参加者の募集を行っております。4月に入りまして第1回目のミーティングを開催し、以降、7月ごろに2回目、開催2週間前に3回目ということで開催しております、開催日の日程ですとか方法、あと内容、男性参加者の意見を伺いながら事業を組み立てているところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 内容についてももう少し伺いたいと思いますけれども、今回このグリーンパートナーという事業について、長く続いてきている事業でありますので、その中で、例えば個人のよさを引き立てるような内容であったりですとか、農業青年ならではの魅力が伝わるような、そんな内容として組み立てられているのかをお聞かせ願いますでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

先ほど事業の組み立てにつきまして御説明をさせていただきました。その中で、男性参加者の御意見を聞きながら内容等を決めているわけですが、実際、事業開始前には、当日に向かう心構えと準備ということで、表情とか身だしなみ、あと服装とか会話の内容を参加者と、こういった内容はあまりよくないよとか、そういったお話をさせていただきながら当日に臨んでいるところです。

当日につきましては、ちょっと一般的なものになるかもしれないんですが、参加者男性の自己PRをまとめた冊子の配付ですとか、あと対面式の意見交換というかPRする場面とか、あと農作物の収穫体験とかも取り入れながら事業を実施しております。男性参加者の魅力が伝わるような内容ということでいけば、農作業収穫体験のときには男性参加者が女性をエスコートする中で魅力を感じていただけているのではないかなと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 参考までに、昨年の実施内容というものを少し詳しく具体的にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

昨年度は、29年から1市2町の広域でグリーンパートナー推進事業のほうを開催しております。まず、剣淵のふれあい健康センターをお借りしまして、そちらのほうで開会式と対面式を行っております。その後は、アルパカ牧場で観光した後に士別に入りまして、ポーリングで交流を図っております。夕食は羊と雲の丘のレストランのほうでとっております、その後、

ちょっと任意ではあるんですけども、2次会のほうを設定していただきまして、参加をしていただいております。次の日は、市内でトマトの収穫体験をやっていただきまして、その後、水郷公園でボートに乗ったりとか、そういったふれあいの場を提供しております。最後に、白樺ロッジのほうで昼食をとりながらフリートークということで、事業日程を終了しております。以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 1市2町の取り組みというのは非常に近年のお話だと思うんですけども、その以前のこのグリーンパートナー事業に関しても市内をいろいろと回ってという内容ということでよろしいでしょうか。もしくはまた別の取り組みがあったのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

グリーンパートナー事業は、1市2町、広域で開催する前にも、市内の白樺ロッジですとかあと星空の見学であったりとか、1市2町になる前は、市内のそういう観光スポットとかを回る中で事業を実施してきているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 恐らくそういった長年の取り組みからということであるかと思うんですけども、参加される女性が非常に観光目的化しているというお話も近年は耳にしております。そして、この90万円という予算の大半が広告費とバス代というところに充てられていることについて、やはり何かそろそろという言い方が適切かはわかりませんが、このグリーンパートナー事業自体の組み直しといいますか、見直しをしていただいて、より配偶者対策というところに、もっと目的に沿うような内容を御検討いただく時期に入ってきているんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

今、苔口委員がおっしゃるとおり、男女が出会う目的としたイベントについては、全国各地で開催されております。その中で観光目的に複数のイベントに参加されている女性も中にはいるかもしれませんが、応募段階ではなかなか観光目的かどうかというのを判断するのは難しいかなと考えております。

また、今、実際グリーンパートナー事業の見直しということでお話があったかと思うんですけども、例年1泊2日のグリーンパートナー推進事業を実施してきております。その中で、広域で1市2町で3年ほど進めてきたんですが、どうにかお互いの婚活イベントとか、そういうイベントにうまくできないかなということで協議はしてきたんですけども、やはり個々の組織というんですか、自治体というよりは団体で開催していますので、そこの兼ね合いでなかなかうまくほかの近隣の自治体のものに参加できない状況ではあるんですけども、例えば

旭川まで行けば、そういう男女が会おうイベントというのもございますので、そういった参加についてもちょっと令和2年度は検討していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 農林水産業費の経営所得安定対策推進事業費についてお聞きします。予算書は132ページ、予算説明資料は21ページでございます。

令和2年度予算、この経営所得安定対策推進事業費は619万6,000円が計上されております。今年度の予算203万円、また平成30年度の決算200万2,000円、過去に比べると令和2年度は400万円以上を超える大幅な増となっております。新規事業が実施されるのではないかと考えておりますけれども、この予算増の概要についてお示してください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤農業振興課農産係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

増額の理由といたしまして、経営所得安定対策の円滑な実施に向け、士別市農業再生協議会が毎年実施する農作物の作付確認事務、現地確認において地理情報システム機能を備えたタブレット端末を活用した現地確認の実施を予定しており、タブレット端末3台分の導入経費を含めた士別市農業再生協議会への補助金額を増額したためです。本予算は、国の経営所得安定対策等推進事業を活用し事業を実施しているところですが、今月5日、国から令和2年度における推進事業の配分額が示され、タブレット端末の導入経費につきましては当初配分としては予算化されませんでした。しかしながら、国では本年8月にも追加要望を実施することから、引き続き要望していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 予算審議中でございますけれども、既に交付金が配分がないということで、ちょっと残念なお知らせをいただきましたけれども、今答弁がありましたとおり、8月にも追加要望を上げていくということでありますが、このいわゆるICTの活用ということできますと事業効果が高いのかなと思っております。今の答弁を受けて、当初からお金はないということでもちょっと聞きづらいところもあるんですけども、どういうことを想定していたのか、タブレットによる現地確認というのを具体的に、またその導入効果などについてもお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

士別市農業再生協議会では、毎年7月から9月にかけて作物の現地確認を実施しているところですが、これまではパソコンに管理している農地作物情報を紙媒体に出力し、その媒体を持って現地確認を実施、実施後は確認結果の整理や修正、パソコンへの入力作業を手作業で行ってきたところです。タブレットの導入により、紙媒体への出力経費の削減やペーパーレス化が

図られるとともに、紙媒体への出力作業、パソコンへの入力作業など一部不要となることから、業務の軽減、効率化が図られるといった効果が見込まれます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 実は、私も職員時代に、この担当を5、6年しておりまして、この作業の大変さについては重々承知しておりまして、今回そこに向けての予算化ということで非常にうれしく思っていたところでもありますけれども、ただ、今ありましたとおり、当初配分、補助金の配分がもう見込まれていないということでもあります。ぜひこのシステム導入についてはこの先も目指して行ってほしいなと思うんですが、1点、財政の部分で、この対策推進費619万6,000円については、全額、先ほどありましたとおり道の支出金による財源ということになっています。今ありましたとおり配分がないということで、財源がない中でもありますけれども、まず確認したいのは、単年度、この令和2年度において実施見込みがあるのかというのは、財源がない、いわゆる市単独費によっても実施するのかどうか、その部分の確認をお願いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

平成30年度から国の推進事業におきまして業務効率化対策としてタブレットの購入費が補助対象となっていること、また、こちらのタブレットにつきましては費用が1台約135万円と高額なことから、国の事業を活用した中での導入を考えております。先ほど申し上げたとおり、まずは本年8月の追加要望のほうに要望していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私からは6次産業化推進事業についてお伺いしたいと思います。予算説明資料は22ページになります。

事業の概要、農畜産物を活用した6次産業化の取り組みに向けた講演会等を実施するとなっておりますけれども、まずは近年の取り組みについてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋農業振興課副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

6次産業化推進事業につきましては、平成26年度の事業開始以降、地元農畜産物を活用した6次製品の開発、また販路拡大の取り組みに対しまして9件、156万5,000円の補助を行ってきております。その後、6次産業化講演会の開催、地元農畜産物を購入できる場所、お取り寄せ情報をまとめた産直マップの配布を行ってきており、近年では農畜産物加工販売や直接販売している農業者との6次製品のPRに向けた意見交換会の場といたしまして6次産業化ネットワーク会議を開催するなど、6次産業化の推進に向けた機運醸成や販路拡大の取り組みを進めてきたところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 近年の取り組みについてお伺いしたところでありますけれども、先月、セミナーを行いました。こういう小さいセミナーなんですけれども、何回か行われている中で、ちょっと驚いたのが、1桁の参加人数しかなかったのが、先月は十何人集まったというお話を聞きました。そういう意味では、生産者の方が非常に期待をかけていただいているというのが感じるところでありますので、まず、それを受けて令和2年度の取り組み、支援策についてお知らせをいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

令和2年度の取り組みにいたしましては、6次産業化ネットワーク会議の開催、あと地元の畜産物を活用した6次産業化に取り組まれている方や6次産業化を試行する農業者などを対象とした6次産業化講演会の開催を予定しております。引き続き、地元の畜産物を購入できる場所、お取り寄せ情報をまとめた土別市産直マップの配布や市ホームページに掲載するなど、6次産業化の取り組みを支援していきたいと考えております。

今お話があった講演会につきましては、今年度11から12名だったかと思うんですが、その前はもうちょっと参加者がいました。ちょっと周知方法等も令和2年度に向けていろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） その講演会等についてなんですけれども、あくまでもこちらから用意をして提供するのか、プログラムを。あるいは生産者の方がこういう人の話を聞きたい、こういう事象を聞きたいというのをくみ上げて企画するのか、それはどちらの選択があるんでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

令和元年度につきましては市のほうで講師を選定しております。一昨年、30年度までにつきましては、普及センターとちょっと協力した形で6次産業化の講演会を開催しております。そういった部分でいけば、普及センターのほうの御意見等もいただきながら講師を選定している経過がございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） やはり生産者の方が今物すごく元気になりつつあるのは、まちなか交流プラザができることによって、そこに何とか地元のものを提供したいという思いの中でいろんなことを画策しておりますので、生産者の方の要望を聞きながら、講演会、セミナー等も、ぜひ開催をしていただきたいというのが思いであります。

それから、ではそれを受けて将来展望、どのようにこの事業を持っていくかということをお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私のほうからお答えさせていただきます。

これからの取り組みについてですけれども、6次産業化につきましては、地域資源を活用した新たな農産物の付加価値を高めて農業を活性化していく、経営を安定させていくといったような大きな意味もございます。先ほど答弁の中にも6次産業化ネットワーク会議等が開催されたとなっておりますが、これにつきましては、今まで農家さんがそれぞれ個々の農家さん、または団体もそんなんですけれども、全市的にいろんなところの農家さんがいろんな取り組みをしている中で、点であったものがありました。それについて線にするような形をとるのが産直マップという形をとっていたわけなんですけれども、これを点から線、線から面へという考え方のもとに、やはり一元化をしながら購買される方々、一般の皆様により見やすくわかりやすいような販売方法というんですか、そういったことも必要かなとも考えておりますし、また、ネット販売なんかも当然取り組んでいかなければならないのかなと思っています。

そういったようなことも含めて、6次産業化の農産品、特産品なんかにつきましては、販路拡大がやはり一番重要なんじゃないかなと考えております。今、委員のほうから言われました現在建設を進めているまちなか交流プラザ、ここを発信拠点、中心的な発信という位置づけとして我々も考えておまして、それを一元的にするためには、やはり今、農業振興課サイドのほうで今そういうPRの部分も含めてやっておりますけれども、これにつきましてはやはり今申し上げましたまちなか交流プラザの部分がありますので、これは部内を横断して、商工労働観光課が中心となりながら、そういった商工労働観光課で全てのものについてのPRを扱えるような取り組みを今後進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、めん羊振興事業について伺いたいと思います。

長年にわたり、サフォークランド士別として羊でのまちづくりを推進してきていますが、なかなか新規飼養者の確保が難しいということで、ここで3年間の飼養者数と飼育頭数についてまず伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光畜産林務課副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

初めに、飼養者数についてです。サフォーク羊の飼養者数、飼養に従事する方の人数につきましては、過去3年間、14名と同じ人数で推移しているところです。これらの飼養者の方々におかれましては、個人経営ですとか法人経営、これらの中で飼養に携わっている方となっています。生産者の戸数といたしましては、昨年新規に生産を開始いたしました法人経営ですとか中には生産を中止した個人経営の方もいらっしゃいますが、これらを踏まえすと、過去3年

につきましては5件と生産者戸数は同程度で推移しているところでございます。これらのほか、地域おこし協力隊においても過去3年の中で3名から4名の方が飼育の研修ということで従事されているところでございます。

次に、飼養頭数についてでございます。各年度4月1日現在のサフォーク羊の総頭数でございますが、平成29年度が1,100頭、30年度が1,234頭、31年度が1,312頭となっております。このうち、成雌の綿羊の頭数につきましては、29年度が555頭、30年度が614頭、31年度が684頭となっております。増加傾向で推移しているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今御説明がありましたのは、法人の数の従業員も含めまして14名、また、その中で実際に戸数でいったら5件ということで、また飼育頭数では増えているということで推移しているということです。こういった形の事業をますます今回、飼養者数も含めて拡大を含めて考えている中で、この拡大に向けて、めん羊振興事業の拡大についてなんですけれども、この士別農業応援アドバイザーの委嘱とか広域的ネットワークの組織の活動について、まず、この目的、事業の説明を求めたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

初めに、士別市農業応援アドバイザーについてでございます。これまでも綿羊の飼育技術に高い見識を持つ方にアドバイザーとして就任いただきまして、各生産者への訪問の中で飼養技術の助言などに御尽力いただいております。このような中で、今後の綿羊振興をさらに推進するために、人材確保、育成や飼養技術向上などのさらなる生産基盤の充実が必要と認識しております。このため、次年度では、この綿羊飼養にかかわるアドバイザーを1名体制から2名体制に拡大したいと考えているところでございます。これによりまして先ほどお話ししました各生産者への訪問の中での飼養技術の助言、これに加えまして市内綿羊生産の従事者が一堂に会する中で飼育技術研修会、こちらを開催することによりまして、地域全体の飼養技術の向上を図りたいと考えてございます。また、広域的なネットワーク活動につきましては、これまでと同様、全道サフォーク種羊共進会の開催ですとか北海道めん羊協議会への参加、連携などを進めるとともに、次年度におきましては、公益社団法人畜産技術協会が主催します日本綿羊研究会全国大会、こちらのほうに参加するなど広域的な連携を進める中で綿羊振興を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） こういった形で拡大を図るということなんですけれども、今回、やはりそういう法人とか、なかなか個人では伸びないということなんですけれども、こういう形の法人とか、そういう会社の力を入れて綿羊拡大を図るわけなんですけれども、そういった中で、今後の目標な

んですけども、飼養者数と飼育頭数の目標を立てる中で行っているわけですけども、そういった考えをちょっと先に伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） 初めに、飼養者数についてでございますが、今後におきましても、新規飼養者戸数と法人事業所への就労等の両面から飼養者の確保が重要であると認識しております。現時点では、第2期の総合戦略におきまして新規飼養戸数や飼養に従事する就労者の方を含めました新規飼養者数を2026年度までに10名にしたい考えでございます。

次に、飼養頭数につきましては、これまで平成17年度にサフォークランド士別プロジェクト、こちらを設立いたしまして、成雌綿羊の羊の頭数を1,000頭にするということを大きな道しるべとして位置づけまして、飼養頭数の拡大ですとかブランド化への取り組みを進めてきていますとおりますが、現時点では道半ばという状況となっております。また、第1期総合戦略の中においては、現況、平成27年度の成雌綿羊の頭数が550頭、これを今年度では800頭までの増頭ということを重要業績評価指標、K P I に設定しておりました。こちらにつきましても、今年度の実績は684頭にとどまっているという状況でございます。第2期の総合戦略の中では、重点プロジェクトである農業未来都市創造、こちらの中の数値目標の一つとしまして2026年度に成雌綿羊の頭数を1,000頭と、これを目標として掲げたい考えでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 目標は高いほどいいんですけども、そういった中で、やはり法人を含めて農業者にもいろいろと、今度やはりそういう振興の中で飼っていただけるような施策を打っていただきたいと思います。

そういうことを言いまして、最後に、士別サフォークラムのブランド化を図るために、新たに羊肉のG I 登録を推進してきましたが、今回の事業の中に載っていないんですけども、その後の進展はどうなっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光副長。

○畜産林務課副長（久光 徹君） お答えいたします。

地理的表示（G I）保護制度でございますけれども、こちらにつきましては、農産水産物名称から産地の特定が可能でしたり、産地との結びつきが強いもの、こちらが知的財産の一つとして保護される制度でございます。本市におきましては、平成30年11月に士別めん羊生産組合において士別サフォークラムといたしまして登録の申請を国のほうに上げているところがございます。その後、国から内容の照会を求められたりですとか追加の資料の提出、こちらのほうを求められる中で適時提出等を進めてきている中でございまして、現在国がこの申請内容を審査中という状況でございます。今年度における登録につきましては、現状で実現が難しいという状況でございますので、次年度内のできる限り早く登録できるように対応していきたいと考えてございます。それと、次年度の予算の中でもG I 登録後のP R経費等について予算計上も

しているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） では、次の質問に移りたいと思います。有害鳥獣被害防止対策事業について伺います。

捕獲従事者の担い手確保対策についてですが、現在、士別市の捕獲従事者は約30名前後と伺っております。高齢化が進む中にありまして、担い手の確保、育成がより一層求められる時代であります。この事業で進めている担い手対策事業のまず5年間の実績と捕獲従事者の育成についての実績を求めたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

直近5年間の実績についてであります。狩猟免許の取得に係る費用の一部助成としましては、狩猟第一種銃猟免許及び銃器所持許可の免許取得につきまして、1人当たり6万円の助成をし、わな猟免許につきましては1人当たり1万円の助成をしてきております。新規免許取得者の過去直近5年間の取得状況であります。銃猟につきましては、平成27年度、28年度はございません。29年度に20代の方が2名、30年度に20代の方が1名、令和元年度、今年度につきましては40代が1名となっております。わな猟につきましては、27年度に50代、60代の方が1名ずつの2名、28年度、60代の方が1名、29年度、30年度はいませんでしたが、今年度40代の方が1名取得となっております。

捕獲従事者につきましては、エゾシカにつきましては、銃器が31名、わなで32名となっております。ヒグマの捕獲従事者につきましては、銃器が29名、わなで6名となっております。29年度から31年度、ここ3年間での従事者数につきましては、ほぼ横ばいとなっているところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） その中でも若い方が少しずつこういう従事者の免許を取られて、また、わなにも1名ずつですが増えてきている実績なんですけれども、その中でもやめていく方もなかなかおられると思うんですけれども、最近やはり若い方の従事者を増やしていくためには、ちょっと耳にしたことがあるんですけれども、近年、捕獲従事者になられた方々から、会社勤めで日曜日しか休みがなく、狩猟しても朝日の一時保管施設には9時30分から10時30分の1時間しか搬入できないということで、搬入回数を1日2回、日曜日に増やしていただきたいということの、結構そういう方々の声を耳にすることもありますけれども、本当に近隣市町村を見渡せば、そういう中では時間の拡大を図り、搬入しやすい環境が本当に見受けられますけれども、その中で、最近では農業従事者だけでなく会社勤めの方々も増えてきている中で、やはり今後も狩猟しやすい、搬入しやすい環境を整えることが必要だと思うんですけれども、より一層担

い手確保育成につながると思いますので、ぜひ今後、日曜日、午前午後の2回の搬入の試験的なまず取り組みを前向きに協議していただきたいと思いますが、こういった考えについて、答弁をいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

一時保管施設の利用時間の拡大についてでございますが、現在、お話のあったとおり9時30分から10時30分までの開設となっております。4月から6月につきましては毎日開設、7月、8月は火、金以外開設、9月から11月については火曜日以外開設、そして今の時期になる12月から3月については、日曜日、月曜日、木曜日の開設となっております。今お話のありましたとおり、若手の方々が従事される方が少しずつではありますが増えてきている、その中で自分の勤務との関係ということもあります。しっかりとまずはお話もあったとおり、試験的ということもありますし、従事者の方々が所属している猟友会士別支部、そして管理委託先にも協議のほうは必要でありますけれども、まずは例えば日曜日だけ、日数の拡大というよりも、例えば日曜日午前中だけだったものを例えば午後にしてみるだとかということも含めて、皆さんの御意見、そして打ち合わせをする中で進めていければと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ拡大を含めて、いろんな協議の中で狩猟者が狩猟しやすい体制を整えていただきたいと思います。

次にですけれども、2月18日に行われましたアライグマ対策講習会についてです。私も、アライグマが増える中でありますので箱わな設置拡大に前向きに推進してきましたが、今回の講習会事業の目的について伺い、また出席者の人数と1市2町での地区別人数もお知らせください。農業者が多いと思われそうですが、一般の方の出席はあったのでしょうか。今回のアライグマの講習を通して、市民の関心の高さも含めて、どういうふうに感じられたか、お伺いしたいと思います。また、アライグマの箱わな設置の考えと防除従事者の説明も含めまして、これについて求めたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

今回の2月18日に行った講習会につきましては、アライグマの適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を習得いただき、申請者本人が士別市のアライグマ防除従事者として登録をし、みずから箱わなを設置できるようにすることで、特定外来生物であるアライグマの生息数を減少させ、年々増加する農作物等の被害を防ぐとともに、在来野生鳥獣の生態系を保全することを目的として開催をいたしました。

講習会の参加人数につきましては100名であります。内訳としましては、本市が75名、剣淵町が15名、和寒町が10名、そのうち士別の75名の参加者のうち、捕獲従事者として申請があっ

た方の数につきましては70名でございます。農業者以外の一般の参加者についてということですが、受付の段階で業種の確認をしていないということもありますが、農村地域のほか、市街地からの参加者、また市内の企業からの参加者もありました。そういったところからも、市民の関心についてであります。今回、北ひびき農業協同組合、そして和寒町、剣淵町の両行政のほうと連携・協力をする中で1市2町での参集範囲といたしました。100名という参加者数から見ても非常に関心が高いと判断をしています。

また、防除従事者のこととアライグマの箱わな設置の考え方についてであります。防除従事者につきましては、原則として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくわな猟免許を有することが必要とされていますが、今回のような講習会を受講し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保した本人から申請がされ、従事者証を発行することになり、従事者がみずから設置をするとなっております。この従事者証につきましては、更新ということについては必要ありませんが、本市としましては、今後についても従事者向けに北海道の捕獲状況、生息状況ですとか、有効な手法についての情報提供をしていきたいと考えております。

また、箱わなの今後の設置につきましては、これまで本市においては農作物被害が発生した後に、地先の方々からの連絡を受けて箱わなを設置してきておりますが、北海道でも実施をしています3月から6月までの春季捕獲推進期間というものが設定されていますが、本市もこの期間に捕獲を開始をしていきたいと考えています。これにつきましては、どうしても農作物が出た後ですと、わなに行くよりも普通に生えている作物に行く傾向があるということでなかなか捕獲できないということがあるので、その前段の段階でやるのが非常に有効であると言われておりますので、各地域の捕獲従事者と協議を行う中で設置場所を検討していきながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当にアライグマが増えている中でありますので、ぜひ箱わな設置従事者をまず増やすことを重ねてお願いしたいと思います。本当に一般の市民の方も講習会を受ければ従事者となって捕獲できる。ここにおられる方も皆さん講習会を受ければ捕獲できますので、よろしくをお願いします。

そんな中で、次に、アライグマ対策についてですけれども、今後、1市2町での講習会、今後の取り組みの考えとアライグマ捕獲が増える中で箱わなの数がどういうふうになっているのか。集配管理も含めまして説明を求めたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

本市におきましては次年度も引き続き講習会の開催をしていきたいと考えております。また、参集範囲につきましても、本年度同様に近隣のところにも、地域にも開催の範囲を広げていきたいと考えています。本市としましては、ことし同様に剣淵、和寒から来られても、従事証の

申請につきましてはそれぞれのお住まいの町村に申請する形になりますので、士別市で受けて、そして剣淵町に申請をする、そういった意味からも剣淵、和寒の協力を得ながらという形で進めてきましたが、次年度についても同様にと考えていますし、剣淵、和寒で開催を予定されれば、そこにも士別の方が日にちが合って行った場合については士別市に申請書を出していただいて従事者証を発行できる、そういうふうなこともあわせて協議を進めてまいりたいと考えています。

箱わなの数そして集配管理につきましては、これまでは市が保有する箱わなを従事者が設置をし、捕獲後は委託しているシルバー人材センターが現地に行って、そこにかわりの新たな箱わなを置いてきて、アライグマが入っているわなを回収してきたというところであります。この3月から捕獲をスタートするということもありましたので、本年度については新たに50基を購入しまして、トータルこれまでの分と合わせて100基のわなでスタートしたいと考えておりますし、講習会の中でも、特に農家の方々についてはみずから自分で箱わなを購入したいという声もありました。そういったところにつきましても、最終的には従事者になられた方については自分の購入した箱わなを設置することも当然可能ですけれども、その後、捕獲後についての処分については、これまでと同様、委託先のほうでの処分が義務づけられている関係もありますので、御自分で所有している箱わなの回収方法等については、この後、協議をしていく中で決定をしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、農業農村担い手支援事業のうち、特に新規就農者確保を目的として特化した施策のうち、従来から取り組んでいるもの、あるいは新たに取り組むもの、その内容と、当然、成果を期待するわけですが、期待する成果をどのように考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

初めに施策についてでございます。令和2年度につきましては、士別市担い手支援協議会や受入協議会、関係機関と協力をいたしまして、新規就農者の確保に向けて各種取り組みを進めていきたいと考えております。具体的な取り組みといたしましては、新規就農者の確保に向け、国の制度であります地域おこし協力隊制度や就農研修期間助成の活用、道内の農業学校や農業公社等へのPR活動、また、収納体験ツアーを継続して実施するほか、昨年からは担い手支援協議会に受入協議会の役員の方々にも出席をいただいていることから、よいアイデアや意見等をいただきながら各種取り組みを進めまして、新規就農者の確保につなげたいと考えているところです。

期待する成果といたしましては、現在、地域おこし協力隊といたしまして活動しております梅基隊員につきましては、来年の4月までが任用期間となっていることから、令和2年度が最

終年度となります。このことに伴いまして、JAや農業改良普及センター、農業委員会などと協力をいたしまして、活動終了後の独立就農に向けました支援を行っていきたいと考えております。また、4月からは新たに就農研修者1名の受け入れを予定しているところであります。現在、就農予定者並びに受け入れ農家の意見を伺いながら研修計画の策定を進めているところです。各種取り組みを行う中で多くの新規就農者を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 要するに、令和2年度については従来の施策をより強化して取り組みたいということですから、新たな取り組みはないという解釈でよろしいでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えさせていただきます。

新たな取り組みということは、今年度引き続きの事業が多いわけですがけれども、今年度は、新規就農者確保に向けた関係機関、また地域の農業者との意見交換を実施していきたいと考えております。また、これらの意見交換をする中で、士別市の農業の魅力、また、それらを農業者みずからが情報発信していただけるようなことをお願いして、士別市の農業のPRが図れるようにお願いをしてまいりたいという取り組みをしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど言ったように、従来の施策と、それから意見交換を通して、より発信していくということで、またその結果を期待をするところですがけれども、ただ、今までに機会あるごとにお話をしていました、研修をする上で最も大事なものは、そこに環境のいい、滞在ができる環境を整えるということでありましたけれども、この件について今どうお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

新規就農者の研修期間中の滞在施設につきましては、地域の方々との交流、また地域行事への参加、さらには就農希望者を地域で理解してもらうためにも地域での滞在が好ましいと考えているところです。今後におきましては、創生戦略課と連携を図りながら移住ナビデスクの設置によります地域の空き家情報等を活用しまして研修期間中の滞在施設の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、GAP推進事業についてお伺いします。

昨年までグローバルGAP推進事業ということで取り組んでおりました。令和2年度の予算

内容では、農業者にGAP、いわゆる農業生産工程の管理の考え方や必要性について理解を深めるための講習会を実施するという事で予算措置をしております。平成30年度と31年度に事業期間を2年間としてグローバルGAPの推進事業に取り組んでおります。これは、2年間の期間限定であるということから、実は昨年10月24日、決算審査のときにこの件について発言をいたしました。食品の安全性にかかわることでありまして、農業の振興のためにもこの事業を継続するべきでないかということを示した経過になります。

これに対して、考え方として、若干要約しますと、ここは大事なんですけども、次年度以降、ここは令和2年度以降という捉え方だと思うんですが、次年度以降も内部監査員や検査員の資格要件を満たすため、講習会の開催でグローバルGAPの指導ができる人材の育成と充実を図り、サポート体制の強化に取り組んでいくという答弁をいただきました。特に人材の育成は一定の時間を要することでありまして、いわゆる息の長い取り組みでありますから、途中で立ちどまらず進めることが重要ではないかと思えます。

そこで、この経過を踏まえて、今回のGAP推進事業は前年度までのグローバルGAP推進事業との関係をどのように捉えればよいのか、まずお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

平成30年度よりグローバルGAP団体認証に係る更新費の助成、また内部監査員や検査員の増員に向けた講習会の開催に係る経費の助成により、認証者の負担軽減やGAP指導者の育成、サポート体制の構築を図ってきたところであります。一方で、昨年、士別市農業者を対象としましたGAPに関するアンケートを実施したところ、GAPに対する関心度というものが低いということが明らかになったところでございます。士別市といたしましても、GAPにつきましても、農業経営の改善や作業の効率化、また消費者の信頼確保にも大きな役割を果たしているという認識の中で、令和2年度におきましては、GAPそのものの取り組みに対する理解度促進を図りたいということを念頭に置きまして、それらの講習会、GAPの講習会を開催してまいりたいという考えでおります。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 理解度を深めるというのは大事なことです。これは理解します。ただ、昨年のグローバルGAP推進事業の関係で、人材育成を次年度以降も続けていくという答弁でしたから、この整理をお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

これまでJA北ひびきとの連携の中で、内部検査員の有資格者が1名というところが、今回の講習会の受講によりまして内部監査員の要件を満たされる方が3名、また内部検査員の資格要件を満たされる方が新たに2名追加となったところです。GAP指導者の育成が今回の講習

会ということで図られたということから、今後、それらの方が実務経験を積むことで、グローバルGAPのサポート体制につきましては充実が図られたと考えているところであります。先ほども御説明をしましたが、今後においては、市内の農業者を対象としたGAPに関する講習会を開催することでGAPの推進を図っていききたいという考えであります。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 人材の育成というのはこれでいいという、これで終わりだということではないんだと思うんです。当然、昨年の経過からいって、関係する皆さんにお話をしました。こういう答弁をいただきましたということでお話をしていますし、恐らくグローバルGAPに取り組んでいる皆さん、あるいは関係する皆さんは、当然昨年が続いて、この人材育成に取り組むんだと、市の支援があるんだと理解をしているんだと思います。これは、ふたを開けてみれば予算措置がされていない、やはりやめたということにはならないのではないかと思います。農業振興について、やはり本気度が伝わらない、こういうことでは本気度が伝わらない。さらに、大げさかもしれませんが、行政に対する信頼度が損なわれる要因の一つではないかと思えます。

これは今この場で議論しても時間ばかりかかりますから、最終的には、補正なり予算の流用などでこの件について検討していただきたいと思えます。ただ、これは政策判断ですから、責任ある方の答弁をお願いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） グローバルGAPに取り組むということを始めましたのは、一つのきっかけとして、ロンドンオリンピックのときの食材がGAPの食材を全て用いたということで、ことし開催されます東京オリンピック・パラリンピックもその方向にあるということがありました。それで、今後の流れとして、先ほど市場の信頼があるものということになると、やはりこのグローバルGAPというのが一つのキーワードになってくるんだろうということがありまして、ことしの東京オリンピック・パラリンピックに向けて、当地からも食材を出すということの一つのきっかけとして、オリンピックレガシーとして、この地にGAPを根づかせていきたいということで始めたわけであります。

これは、今、大西委員が言われたとおり、人材育成というのは非常に長くかかることでもありますし、ある一定の範囲内でそれがとどまるということではなく、やはりこの農業を基幹産業とするこの地全体にそういった流れが広がっていくということが重要だと考えております。また、2年間やった中で、先ほど課長も申しておりましたが、GAPに対する認知度というか、それがいまひとつ広がっていないんじゃないかということがありますので、ここで一度立ちどまって、GAPというものの必要性、GAPがなければ市場が広がらない、逆に市場が閉ざされていくといったようなこともあるかもしれないという極めて大きな課題でもあると思えますので、そこで、今回の新しい事業の中でこの認知度をしっかり広めて、この地にどう

やったらその流れをつくっていけるかといったことを確認した上で、その後の人材育成といったことについてはしっかりと考えていきたいと思えます。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） ことしの予算が11万円です。ですから、これは講習会はやるべきだと、これは当然思えます。ただ、並行して、先ほど言ったように、人材育成は立ちどまるわけにはいかないという共通認識ですけれども、今、副市長が一度立ちどまるということですが、立ちどまらないで並行してやる方向で検討していただけないでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ちょっと言葉が悪かったかもしれませんが、立ちどまるというのは、向かわないということではなくて、考えをもう一つ新たにしっかり持っていきたいということでしたわけであります。その上において必要だとされる措置、事業についてはしっかりと組んでいかなければならないので、その中で対応していきたいということであります。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 最後に、確かに昨年までの事業については効果があったんです。事業効果があったということですから、これはぜひ今答弁いただいたように引き続き検討いただくということで、この質問を終わります。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、第7款商工費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 商工費の観光費の中の羊のまち士別振興対策事業について御質問いたします。予算資料の28ページです。説明書の159ページになります。

予算概要の中に書かれています羊のまち士別振興対策事業、300万円ついておりますが、この中に観光誘致宣伝事業の中で実施していた事業を再編し、実施主体を観光協会からサフォークランド士別プロジェクトに移行する中で、羊のまち士別の発展に向けた幅広い事業を展開しますとあります。

そこで、このサフォークランド士別プロジェクトについてですけれども、これはちょっと一般の市民の方には見えにくいんですけども、こういった構成メンバー、団体で、こういった活動内容なのか、お尋ねいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 小林商工労働観光課観光係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

本事業の実施主体団体でございますサフォークランド士別プロジェクトにつきましては、サフォーク羊を活用したまちづくりを進めていくために、行政、関係団体、民間企業等により構成されたプロジェクトチームでございまして、平成17年に設立し、現在18団体で構成されております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） このプロジェクトの役割といたしますか、活動内容についてお尋ねいたします。できれば、わかりやすく説明していただければと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

サフォークランド士別プロジェクトにつきましては、良質な羊の安定生産を基本といたしまして、新商品の開発やイベントでのPR、プロモーション活動の実施、羊肉の販路拡大、サフォークを活用した観光振興など、羊のまち士別の発展に向けて幅広い取り組みを進めております。また、より活発な議論を行えるようテーマごとに3つの専門部会を設置いたしまして、それぞれの役割に応じた活動をしているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 専門部会の話が出たんですけれども、専門部会というのはどのぐらいの何個に分かれていて、どういった活動内容をされているか、お尋ねします。

○副委員長（遠山昭二君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

3つの専門部会につきましては、まず1つ目に羊の飼育、生産などに関する生産管理部会、2つ目としまして情報収集や発信等に関することで情報管理部会、3つ目に地元農産物を使用した新商品開発、プロモーション実施に関することとしまして新商品開発プロモーション部会の3つの専門部会がございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 特にイベント等についてお尋ねしますけれども、いろんな市内でのイベントについては広報等では市民の方に見えると思うんですけれども、道内、道外でどういった活動をされているのか、詳しくもし教えていただければお伺いします。

○副委員長（遠山昭二君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） イベントの物産展の事業につきましては、令和元年度の取り組みでいきますと、道内につきましては札幌市内で行われておりますオータムフェストに参加、道外につきましては東京都で行っております北海道フェア in 代々木の物産展に参加しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） オータムフェスト、それから道外の物産展ということで、道外の物産展についてはいろいろと道内の各自治体からも行ってやっているといるんですけれども、この道外の物産展について特にお尋ねしたいんですけれども、毎年同じ場所に行って同じ規模でされているのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

同じ規模で行われております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） そこで、プロジェクトをつくって道外に物産展をされるということは非常に士別のPRにとってもいいことだと思っています。さらに、士別の企業は、そこに行くことによっていろいろと活動されたり、販路を広げるということがまず目的だと思うんですけども、実際に道外に行って士別のPR、士別の物産展をやった中で、結果として、士別の企業が構成団体になっているわけですけれども、その各企業が実際に行った中で、その後どういった展開になっているのか、それが実際に生かされているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

まず、このサフォークランド士別プロジェクトにつきましては、先ほど御答弁させていただきました18の団体、そして市としましては、事務局といたしまして経済部の商工労働観光課、畜産林務課、そして総務部の企画課が事務局として構成をしております。

ただいまの質問につきましては、プロモーション、特に新商品開発プロモーションの関係についてでありますけれども、食イベント、物産展などを通じて羊のまちサフォークランド士別を広くPRをして、その成果として本市に来訪をいただき、そこで食事や土産品の購入など、民間の店舗を多く利用していただきながら地域の活性化を図っていくということで考えておりますが、実施だけにとどまらないという考え方でいきますと、それぞれ効果的な事業につながるように検討、協議を行う中で進めてきておりますが、今後におきましても、民間を中心に本市全体の活性化が図られるということを念頭に置きながら取り組みを進めていきたいと思っておりますし、新商品開発におきましては、食イベントで先行販売という形で行っていきながら、購入者からの声というものも反映する中で実際の商品化につなげてきたところであります。

先ほどもお話しさせていただきましたが、サフォークランド士別プロジェクトは、羊によるまちづくりを通して元気なまちをつくることが目的であります。プロジェクトが先導役となって、市外の企業、地域、人など人脈や関係を築きながら、その後、本市の民間企業や団体につなげていき、本市の活性化を図っていくと考えておりますので、しっかりと協議する中で、プロジェクトがやりっ放しで終わることなく、また周りも任せ切りにならないように、今後においてもしっかりと協議をしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） その前にちょっと一つお尋ねしたいのは、これはサフォークに限ったもの

ではないですよ。物産展というのはほかの農産物とかについても販売をされているわけですか。

○副委員長（遠山昭二君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

物産展では農産物等については販売はいたしておりません。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 先ほど徳竹課長からありましたけれども、これをきっかけに、やはり士別のPRとかということで販路を拡大するという意味において、一過性で毎年それで終わってしまうのではなく、例えば行政の担当者がかわってもぜひ引き継いで、プロジェクトの関係するメンバーにつきましても、かわっても引き続きずっと継続できるような内容というのを重視していただいて、特に士別市というものをPRする場合でしたら、それこそ生産者側と販売側というのをきっちり考えながら、そこに重点を置きましてプロジェクトを進めていただけないかということをお願いしまして、質問を終わります。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私のほうからは、消費生活推進事業についてお伺いしたいと思います。予算説明資料は29ページになっております。

事業の概要が消費者被害を未然に防止するため、消費者教育の実施、相談体制の強化及び消費者の意識高揚等に努め、消費者施策の推進を図るとなっておりますが、簡単に質問させていただきますが、詳しく教えていただきたいと思います。

まず、消費生活推進事業で行っている近年の事業についてお知らせいただきたいのと、それからその効果及び新年度の取り組みについてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 高橋自治環境課自治広報係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

本市では、消費生活相談員が中心となりまして、消費者が生涯にわたって、学校、地域、職域、その他さまざまな場面を通じまして消費者教育を学習できる環境づくりに、和寒、剣淵、幌加内と連携しながら、1市3町の広域で取り組んでおります。学校においては士別市消費者教育支援プログラムを作成しまして、教育現場のニーズに応える教育内容に沿った事業を展開しておりまして、オリジナル副読本、くらしのノートを活用しながら、消費生活相談員や外部専門家が講師となって消費者教育を提供しております。インターネットやスマートフォンの普及によりデジタルコンテンツに関するトラブルが多発しておりまして、若年層が当事者となる相談が1割を超え、年々増加傾向にあることに加え、民法改正による成人年齢の引き下げが予定されていることから、学校における消費者教育の充実が重要課題となっております。

このような背景から、プログラムに基づきまして、1市3町の小・中・高校及び教員、保護者を対象としまして、平成30年度は28回、29年度は29回、28年度は28回の消費者教育を実施し、加えまして、特別巡回授業としてインターネットモラル授業も行っているところであります。

次に、地域・職域での取り組みですが、最新の悪質商法の手口や対処方法など実際の相談事例をもとに作成したシナリオを使いまして、士別消費者協会の理事と消費生活相談員によりまず劇団さくらの寸劇と講話でわかりやすく説明している消費者被害防止出前講座を実施しております。30年度は14回、29年度は21回、28年度は20回実施してきております。

ほかにも、毎年5月30日の消費者の日には、士別消費者協会、士別警察署と連携しまして、悪質商法被害防止に向けて、500戸程度の戸別訪問に取り組んでおりまして、情報提供とともに訪問販売お断りステッカーの配布を行っています。

また、平成29年度からは、日常生活の中で地域の高齢者への情報提供、トラブルを抱えている方を相談窓口につなぐパイプ役となる消費生活見守りサポーター養成講座を開催しております。105人のサポーターによる地域での見守りを行っているところでもあります。

学校、地域、職域、家庭をつなぐ取り組みといたしましては、1市3町、約280の公的機関や団体、企業などが参加しております消費者被害防止ネットワークを通じまして、消費者トラブルの最新情報をくらしネット情報により、30年度は25回、29年度は33回、28年度は28回配信をいたしております。

それらの取り組みに対する評価ではありますが、学校におきます消費者教育でいきますと、インターネットやスマートフォンの普及というところで先ほどお話しさせていただきましたが、それらのモラル事業、こちらについては非常に学校からも高い評価をいただいているところでもありますし、劇団さくらの出前講座につきましても、非常にわかりやすいと、相談員がかかわっておりますので、最新の消費者相談の情報とかも取り入れている中であっては非常に高い評価をいただいているところでもあります。

また、昨年10月になります。内閣府の消費者行政を担当している職員が本市にお越しいただきまして、情報交換をしたいということで、ネットワークづくりなどの情報交換をさせていただいたところでもありますけれども、本市の消費生活行政につきましては、全国的にも先駆的な取り組みをしているということで高い評価をいただいているところでもあります。

新年度につきましては、新しい事業というよりも、今まで取り組んできた事業を継続して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今ほど説明いただきましてありがとうございます。そして、評価も聞いたんですけれども、ちょっと現場の声だけお知らせしたいんですけれども、実際、やはり学校、私はちょっといじわるな言い方をしたんですけれども、知らない人が学校に入ってきてお話を。今、学校は開かれた学校と言いますけれども、いろんな方が来て授業をやったりという中で、この授業はどうですかというのを幾つか項目を挙げて聞いたことがあるんです。そうすると、現場の教員たちは、やはり専門的な知識を持っていない中で、来ていただいているということに非常に評価を得ています。なおかつ、士別だけでなく1市3町ということの広域にお

いては非常に感謝を受けていることをここでお知らせしたいと思いますし、今後も、ますますデジタルコンテンツにおけるトラブル、特にキャッシュレス化等々、今後入ってくる中では、恐らくまだまだトラブルが増えていくのであろうかなと思っていますので、未然に防ぐ、水際対策としてはどんどん、もう少しまだまだ充実させていく必要があるのではないかなと思っています。

次ですけれども、消費者相談の状況なんですけれども、現状、ここ数年のものでよろしいので、相談件数と、どのような内容なのか、言える程度で内容についてお知らせいただければと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 高橋係長。

○自治環境課自治広報係長（高橋将人君） お答えいたします。

消費者相談につきましては、1市3町の協定に基づきまして、自治環境課内にございます土別地区広域消費生活センターで対応しております。相談件数といたしましては、30年度は300件、29年度は305件、28年度は248件で、近年ははがきによります架空請求の相談が多く寄せられているところであります。また、70歳以上の相談者が全体の3割を超えまして、相談者の高齢化も進んでおり、高齢者ほど被害金額が高額となる傾向にございます。悪質業者の手口が巧妙かつ複雑化しているほか、決済手段の多様化によりまして一つの案件で複数の決済代行業者との調整が必要となるなど、あっせん解決までの期間が長期化する相談が増加しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。多種多様な相談がある中で、相談員というのは当然有資格者が相談を受けていると思うんですけれども、現状の相談員の人数、体制の中で十分なのかということと、今後、まだまだ当然人材の育成や確保ということが必要であるのではないかなと思うんですが、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 東川資源循環統括監。

○資源循環統括監（東川昇宏君） お答えいたします。

現状の相談体制の部分でいきますと、土別地区の広域消費生活センターには、委員お話しの有資格者、消費者安全法に基づきます有資格者の相談員を2名配置しまして、その2名により電話や面談によりまして相談に対応しているところであります。

その消費生活相談員の業務としましては、先ほど言っていますように消費者トラブルの解決といったようなところが主になります。加えて、啓発といったようなところもその役割の大きな部分を担っていくという形になります。そういった中では、この2名だけで十分なのかということといきますと、有資格者2名によりましては、現状の中では相談には十分対応できているものと考えております。また、その育成や確保といったような形になりますと、なかなかこの消費生活相談の資格をお持ちの方が少ないという現状もあるかと思えます。例えば資格を取得されるにも一定の期間もかかりますし、また、仮にその職についたとしても、実際の相談や

解決といったような部分を通じて、少し育成にも時間を要するということが考えられるかと思
います。行政としましては、消費生活相談の部分については、必須な業務、事務でもあります
ので、市民の方、1市3町の広域ということですから、市民の方、町民の方の不利益にならな
いように、適切にそういったことが対応できる相談体制の確保には努めてまいりたいと考えて
おります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 相談員の今後についてはちょっと厳しそうな答弁であったわけですが
も、この事業プラス、例えば権利擁護支援業務についても1市3町広域の中でやっていて、こ
れは社協に委託しているわけですが、人材確保という部分においては、やはりほかの3
町に対しても有資格者を育成していただけるような依頼もしていく必要があるのではないかな
と。士別市だけでやるのではなくて、広域という部分で考えていけば人材の育成はほかの3町
にもお願いする必要があるのではないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 東川統括監。

○資源循環統括監（東川昇宏君） お答えいたします。

人材育成という点でいきますと、先ほど申し上げましたように、この資格をお持ちの方が少
ないという現状があるかと思えます。本市においても、なかなか有資格者を確保していくとい
うのが厳しい現状にあるかと思えます。そういった中で、1市3町のほうにも広げてとい
うことでいきますと、委員のおっしゃいますように、そういった働きかけは、1市3町にもし
ていくべきだと思いますし、まずは何をしても市においても確保するように努めていく必要が
あるかとは思っております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） 私のほうからは、中小企業振興条例促進事業についてお聞きしたいと思
います。予算説明資料では27ページということになります。

この事業の概要を見ますと、1から10番、10の事業が概要に載っているわけですが、
まず、この8番の中小企業経営資金等融資事業2億3,500万円とありますけれども、これは、
例年ですと2億4,000万円という預託金で済んだと思えますけれども、今回は2億3,500万円と
なっております。まず、その理由からお聞きしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

預託金2億4,000万円から2億3,500万円になったという減額の理由であります。今回の中
小企業の経営等資金融資事業におきまして、令和2年度の予算で減額となったことに関しまし
ては、運転資金の店舗改修等資金、それぞれ貸し付けにおきまして、現在の貸し付け残高等の
利用の状況を考慮し、その内容で事業の廃止を前提に見直すといった形のほうを進めまして、

各金融機関とも協議をした上で、預託金の一部を減額したといった形になっているものであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） いわゆる、これ6番の運転資金、店舗改修資金等の利子補給事業が6,000円しかありませんから、当然、残高が少ないから500万円削ったというところだと思います。

それで、以前から、去年からお聞きしていますこの預託金、金融機関との交渉もされているようですけれども、その交渉経緯をちょっと確認したいなと思いますので、また改めてお願いいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

これまでの各金融機関とのやりとりといったことでありますが、これまで特別融資の取り扱いにつきましては各金融機関と協議を進めてまいりました。預託のあり方につきまして協議をしております。実際、預託金がない形での融資の実行といった形の取り扱いにつきましても、もちろんお話をしておりますが、ただ、現在融資を行っております利率等では取り扱っていくことは難しいと、できないといった形の話、金融機関のほうとはお話をしているところではあります。

各支店のほう、それぞれそこで実際に判断、決定ができないといった内容のものでもありますので、預託金がない状態での資金の貸し付けといったところをどのように行っていくのか、難しいといった話を私たちは伺ってはおりますが、そこにつきましては、今後も各金融機関とどのような形で実行していけるのか、内容等につきましては協議のほうは進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 当然、預託金制度、融資制度をそのままにして預託金だけ引き上げさせてくれとえば、当然金融機関は黙っていないと想像する中で自分も言っています。その中の経緯としては、預託がなくなれば融資金利、今は長プラと同率で出しているところは当然高くなりますよ。言っていることも当然だろうかと思います。そこをわかっていてあえて言っていることなんですけれども、一つなぜこんなにこだわるかというところをちょっとお話ししたいと思うんですけれども、まず、本市については、この預託金の預け入れに加えて、その融資自体の残高に対して利子補給と保証料の補給、これをやっています。預託金はそのままあるという形になりますけれども、利子補給についてはもう出っ放し。これは今の現状で行けば年間1,000万円程度できっと推移しているんじゃないかと思います。一方、金融機関においても、そこであえてその部分だけ引き上げさせてくれというところは非常に厳しいんですけれども、現状において、本市の財政状況を考えた場合には、地元の金融機関としても一肌脱いでもらえ

ないだろうかというところの発想、その辺のアピールをしたらどうかというところであります。もちろん、これはかなり厳しい、そういう制度自体がそういう代物であるから、それだけ一方的に引き上げるというのは甚だいい話、一方的な話ではあるんですけども、ただ現状としては、この2億4,000万円、今の財政状況の中で、私一人が思っていることでありますけれども、歳入確保策としては本当に有効な手段だと考えております。

一つには、例えばそれをオーケーされた場合に、全部ほかの財源に使ってしまえば単年度でなくなってしまう、これは当たり前のことで、例えば基金として残させてもらうと。これは例えばの話ですから、それは、その2億4,000万円ある中、有事のときに関して、急な災害またはやむを得ない事情があったときについては使わせてもらえるんだという代物の中で、基金として2億3,000万円、有事のときには3億円必要だということでありますからそれを3億円に引き上げてもいいですけども、そういった基金として残した中で、有事のときには使わせてもらえるという約束事の中でももらえないだろうかという交渉も一つありなんじゃないかなと思います。それで、今までは実務レベルの交渉ということになるんですけども、一つレベルを上げて、その上の次元の高い中でまた交渉もしてもらいたいなというところを感じると思います。

続いて、もとに戻るんですけども、この事業の7番ですか、特別融資利子等補給事業、年間1,000万円ぐらいかかっているんだと思っているんですけども、2年度の予算については900万円ということで下がっております。これは残高が下がったのかどうなのかというところなんですけれども、なぜ100万円以上下がっているのか、理由をちょっと教えていただければと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

特別融資の今回の予算減額の部分、そちらにつきましては利子補給分、減額の理由といたしましては、まず今回、保証料の見直しと申しますか、そこは全体の見直しの中でお話が出ている部分ではあるんですけども、保証料金の補給を100分の75で昨年まで行っていたものを、令和2年度からは100分の50という形で率を見直しをかけましたので、その分、昨年度の予算と比較すると約150万円程度減額になるといったのが理由ではあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 保証料の見直しだけですか。利息も、今まで利子補給が100分の50以内と、保証料が100分の75以内と決められると思うんですけども、その両方について有したものを、保証料だけは100分の50にしたということで予算が落ちたと。これは既存の人と新規の人と分かれると思うんですけども、これは色分けしていつて管理するんでしょうけれども、例えばそれはどうするか、条例改定には関係ないのかということと、あと、これは振興審議会の当然了解も得ているところだと思うんですけども、今後の形の中では、新規の取り扱いはどうい

うふうに保証料等が少し下がりますよという案内はしていられるのかどうなのか、その辺の運びをちょっと知りたいなと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

取り扱いにつきましては、これまでの取り扱いの方につきましてはこれまでと同じ率の取り扱いのままです。ことし4月1日以降実行する部分に関しまして、新たに対象となる方につきましては、保証料は100分の75から100分の50に、変わった率で実行するといった形で行います。もちろん、この内容につきましては、これから借りる方々につきまして周知をきちんとしていくことは考えていますので、今、商工労働観光課で作成して各事業所の方にもお配りしたりしている中小企業振興条例の利用ガイドだとかといったものをまた新しい形で作って、その中ではきちんとして率を変更したことなども記載をして、わかるような形で説明をしていきたいと思っていますし、今回、ここの部分、率を変更する形で商工業振興審議会等でこれまでもずっと議論してきましたが、その中で出た話の中でも、ここの率で変わった部分の金額、予算の減額した部分に関しましては、あくまでただ一部減額したというだけではなくて、商工業振興審議会の中でも議論が進められてきましたこの中小企業振興条例全体での見直しといった中での考え方の一つであります、集中して重点を置いて取り組みを強化していくポイントは一つきちんとそこは設けて、そこを設ける部分に関しましては、どこかはきちんとまた見直しをかけていかななくてはいけないものもあって、全体の中で大幅な予算が増加するような形だけでの取り組みではなくて、全体の中で見直すという形の中でいけば、今回のこの予算減額の部分に関しましては、重点的に重きを置いて拡充、強化を図っていく、別の事業のほうにそこを充てていくといったような考え方のもと、これまで協議をして進めてきたところでもあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） よくわかりました。要するに、この事業が総体的に拡大事業ということになっていますので、この9番、10番、5番、それぞれ新規事業と拡大事業、これが伴うことによって、当然、事業費総体的なバランスも見ながら設定しているよということだろうかと思います。

そこで、この新規事業、それぞれ新規事業と拡大事業があるわけでありましてけれども、事業継承支援事業、新規創業者支援事業、これは国がなかなか求めるところの最近の事業ということであるかと思います。そこで、本市でこの事業の予算組みをしている中、それぞれに対しての事業の目標設定額というのを最後にお聞きしてやめたいなと思うんですけれども、ただ、そのほかに、これはたしか、こういった事業については国の予算措置があったかと思うんです。これは全部単費ということなんでしょうか。その辺をちょっとあわせて御答弁いただきたいと思っています。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 今回の新規事業、拡大事業となります事業の内容の目標、どのような形で件数を設定しているのかという形のところだと思いますが、そちらにおきまして、事業承継の支援事業におきましては、現在想定している中でいきますと1件を想定しております。これは保証協会の利用状況等を考えて件数等を設定しているところであります。

また、事業承継におかれまして補助というお話、国のほうで今出されています、経済産業省等から出されている事業承継の補助事業等に関しましては、これはあくまで事業所に対する補助ということでメニューは組まれているといった内容のものになっております。私のほうも、道の総合振興局のほうとも打ち合わせ等々、連携をずっとしている中で確認をしてきてはおりますが、現段階では自治体に対する補助といった形の内容のものはないといった形で伺っているところではあります。

また、新規開業等支援事業並びに新規創業者の支援事業におきましては、新たに市内において開業していく方々に対する支援といった形の内容のものになるんですけれども、これらは、これまで市内で開業している形の、そこら辺、実績をちょっと考慮しながら、ことしにつきましては想定では3件程度、ただ、これはもう明確にお名前を聞いたり、どこから相談を受けているといったものではありませんので、過去実績といった形でそのアベレージをとって、想定させてつくらせていただいているものであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） まだ商工費の質疑は続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後1時30分再開）

○副委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工費の質疑を続行いたします。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、商工費の企業立地促進補助事業について質問したいと思います。

この事業は、いわゆる本市で事業を開始する企業に対して補助をするものであって、いわゆる、言ってみれば前向きな事業ということになるろうかと思えます。そういう意味で、市民の一人として、本市に事業開始をする企業に対して心から歓迎をしたいと思っております。

そこで、基本的に条例の要件は前提だと思うんですが、本市に事業所新設あるいは増設する企業に対して施行規則等に基づいて手続をするわけですが、一般的にこの手続の手順、どういう手続を経過して最終的に補助事業として企業に対して交付するのかということをお聞きしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

企業立地の確認におきましては、市関係部署との連携によりまして情報の共有を図ってきているところであります。設置を計画しています事業所から施工に入る前に事前に相談を受けまして、企業立地促進条例に定める助成対象業種に該当するかといったことを確認いたします。事前の相談の時点で該当業種と確認できた場合におきましては、道においても同様に企業立地の助成を行っている内容に該当するといったことになるものですから、そちらにおきましても事業所には道の申請というものもあるということをお知らせさせていただいているところであります。また、市に企業立地の確認があるということにおきましても、振興局の担当部署に対して事前情報提供を行ってきております。

該当業種である場合につきましては、事業所から関係図面や会社の状況がわかる書類といったものを提出していただきまして、事業所新設計画書とあわせまして指定申請書を提出していただくという流れになります。こちらの提出につきましては、新設または増設する場合の事業所からの提出につきましては工事に着手する日の60日前から工事に着手した日、その後30日までの期間での申請というのが申請の期間になります。指定申請書の提出を受けまして、私たち市のほうで関係書類の内容を精査いたしまして、記載内容や添付書類等に問題がなければ指定通知書といった形で事業所のほうにつきまして通知をいたします。通知を受けた事業所におきましては、その後、工事に着手するといった形になりまして、その工事のほうで完了いたしましたら、その後、完了届といった形のものを提出していただく形になりまして、交付金の申請におきましては、工事が終わってからといった形で交付金の申請をいただく形になります。交付金の申請におきましては、設置の完了後になるわけですが、操業を開始した日以降に提出といった形で受けております。

補助金の交付につきましては交付決定後にはなりますが、分割の交付といたしまして、初年度につきましては補助金額の40%、2年目、3年目につきましてはそれぞれ30%といった形で交付する流れとなっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） そこで、今回対象としている企業に対して、条例では固定資産税の課税の免税措置がとられるということになってはいますけれども、今の時期だと課税は翌年度になると思うんですが、この企業に対してこれを対象にするのかどうか確認をしたい。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

今回対象となります業種につきましては、製造業が対象という形で今確認をしておりますので、製造業に対しましては固定資産税の軽減対象という業種になっております。こちらにつきましては、現段階では対象となることを想定し、固定資産税の免除を実施から3年間といった形でなるものと想定しているところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。次の質問に入らせていただきます。

次は、地域力によるまちづくり重点枠として買い物環境づくり研究事業について伺います。

この事業は、農村地域の買い物支援に向けて実態調査などを実施するとして、平成元年度は多寄地区で実施がされました。その結果については既に中間報告ということで終わっているんですが、最終の報告については、今の新型コロナウイルスの関係で恐らく年度内は厳しいのではないかというお話も聞いていますけれども、この点の確認と、それと平成2年度で計画をしている対象地区はどこなのか、あわせて伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 木村創生戦略課創生係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えします。

買い物環境づくりのモデル地区としまして実施しております多寄地区の調査・研究につきまして、現在、名寄市立大学による全戸聞き取り調査を進めているところですが、新型コロナウイルスの影響に伴いまして一時休止している状況でございます。このような状況から、令和2年度は引き続き多寄地区の調査を継続していくとともに、大学の研究結果を踏まえた中で、住民と関係機関と連携した中で改善策に向けた取り組みを進めていく予定でございます。

また、令和2年度からは、多寄地区に加えまして新たに温根別地区の調査を予定しております。今後、自治会などと協議をした中で住民説明会を実施していく予定となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、これからが本題なのですが、目的として、持続可能な買い物支援対策の確立というのが目的になっています。現時点で想定をしている買い物支援対策の考え方について伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） この事業に関しましては、いろんな地区別計画の中でも買い物という大きな課題として挙げられていると。名寄大学と連携した中で、私ども職員と名寄の学生さんが一緒に聞き取り調査を実施しまして、その中で地域の実態という部分を把握してきました。その中では、やはり買え支えという、そういった重要なキーワードがありまして、これは中間報告会の中でも触れてきております。やはり、今後なんです、名寄大学の専門的なそういう見地ですとかそういった部分を反映しながら、買い物困難者、こういった方々の実態を把握して、やはりその地域に一番住民の自主性、主体的な取り組みのもとで、買い物手段の選択肢、こういったものを増やしながら、地域が主体的にみずから実行できる、将来を見据えた持続可能な買い物環境の確立を目指すということがやはり重要であると考えております。

ですから、今、委員のおっしゃっていましたが来年度以降のどういうふうにするかという部分で、やはり多寄地区に関しましては、先ほど木村係長のお話にもありましたように、多寄地区に適した買い物環境の方向性、こういった部分を住民に示していくと。これは例なんですけれ

ども、例えばコンビニの出店ですとか移動販売の導入、こういった可能性について、地域の規模や実態に合った形態、こういった部分を大学と一緒に調査とか研究をしながらいろんな連携を図って、市は中間的役割、そういった部分をしていくという形を考えています。

あともう一つ、まちの地域力推進事業という事業がありまして、こういった事業を活用しながら、例えば地域の方々が先進地に視察に行くとか、試行的に行うイベント、こういった部分への支援、こういった形をとっていかうと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 結局、経済行為ですから、行政の対応というのは限界があるんだと思います。ただ、恐らく名寄大学の結果については、不便を感じているという住民が大半だと思うんです。そこで、行政は何をすべきかというところなんです、例えば同じような悩みを持っている市町村が全道にあるんだと。まず、この先進事例はどうしているのか、その先進事例の調査・研究も必要でないかと、行政として。もちろん地域とも一体的に行うのがいいんだと思うんです。それから、その調査・研究のきちっとした情報提供をすると、正しい情報を提供すると。

そして、もう一つは、今ちょっと答弁にありました、例えばコンビニがここに来てくれれば便利になるということであれば、その業態の紹介、あるいは橋渡し、これに行政としてある程度の汗をかけてもらう、こういう考えではどうでしょうか。再度この考えについて伺いたい。

○副委員長（遠山昭二君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 先進地の事例などにつきましては、既にもうことし3カ所ほど、それは多寄の方々と一緒に行く場合もございますし、行政の職員が行った事例もあります。もちろん、大学の成果に関して、一番その地域でどういったものが望ましいかという、そういった情報提供は適宜していくような形であります。

それと、もう1点、やはりコンビニですとか、そういう移動販売とか、いろんなそういう部分の橋渡しの部分、そこはやはり私どもとしても一定程度、こういう例えばマーケティングの内容ですとか、例えば出店するにはこれだけの人数が必要だとか、そういった部分の橋渡しは、それはもちろんやっていくような考えでいます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私からは、中心市街地活性化事業について何点か伺います。市から出された資料で一番いいのは予算概要、予算概要の9ページに大きく写真つきで出ています。

今回、中心市街地活性化事業、言わずと知れた（仮称）まちなか交流プラザなんですが、予算額が1億7,943万7,000円ということになっております。これは工事に対する補助ということなので、総額はまた別にあるのかなと思うんですが、この1億8,000万円近くの補助金に

ついて、内訳のほう、それから総事業費のほう、あと、財源といいますか、どういったところから資金を出すのかについてお答え願います。

○副委員長（遠山昭二君） 小林商工労働観光課観光係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

（仮称）まちなか交流プラザの建設費についてでございますが、予算編成時における事業費につきましては、基本設計をベースとして積算しており、交流プラザ建設に係る総事業費につきましては4億3,551万4,000円となっております。そのうち駐車場に係る事業費は5,726万3,000円、建物に係る事業費につきましては3億7,825万1,000円となっております。そのうち駐車場につきましては、道の駅として整備することとしているため、国土交通省が負担することとなっております。建物につきましては、経済産業省に現在補助申請をしており、国庫補助として1億9,891万7,000円、それらを除いた1億7,933万4,000円が市の財源として補助することとなっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 経済産業省のほうは予定ということではあるんですけども、かなり手がたいところで2億円近く建物に財源が国から手当されるという認識でよろしいですね、それで市から結局持ち出し分はこの1億8,000万円ほどということなんですけれども、その辺、11月に市民説明会とかをされたと思うんですけども、その辺の事業費だとか収支予測なんかについても市民説明会では説明されたんですか、いかがですか。

○副委員長（遠山昭二君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

11月に行いました市民説明会のときには、ゾーニングの話、それからその内容、そこを中心にお話をさせていただきまして、建設費の話までは、踏み込んだ話まではしていない状況になっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 大通東5丁目のかつて士別デパートだったところのしばらく廃墟だったので、それが今更地になって、非常にこれからみんな多くの市民はわくわくすると同時に、やはり財政の心配をすごくすると思うんです。私もその一人ですけども、収支予測で、最初この話が持ち上がったときに、コンサルタントから出た数字として、年間12万人が利用して、初年度から105万円黒字という収支予測が出たんです。それで、この件について随分、何回もこの議場でも問いただしていますけれども、その収支予測に今のところ変更はありますか、ありませんか。

○副委員長（遠山昭二君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

収支予測につきましては、利用人数及び初年度の経常収益予想を達成するため、管理体制及び運営内容を現在まちづくり会社の取締役会などで検討しているところでございます。基本設計を立てたときから状況は変化しており、収支予測の変更はあるものと認識しているものの、収支確保に向けて現在も協議をしているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 変動要素はいろいろあるんですけども、コンサルタントから出た数字としては年間12万人の利用者があるということについて、先方というかコンサルタント会社から、やはりもうちょっと低めるわとか、もっと高めるわという話は出ていないんです。その12万人ということをやっと前提にして、ちょっとお話ししたいと思います。

道の駅について、実はアンケートをとった会社というか団体があって、NPO法人元気の日本をつくる会という、よくちょっとわからないんですけども、東京のNPO法人が2015年に全国の道の駅にアンケートをとっています。それで、年間10万人も人が来ないという道の駅がやはり2割ぐらいあるんです、全国で。なおかつ、全体の道の駅について、いろいろその住民とか利用者から苦情が出ているというところが半数、これは道の駅にかかわらず、いろんな公共施設へ苦情とかは当たり前にありますので、あんまり重視しなくてもいいかなと思うんですけども、議会から改善してくれと、収支改善してくれと要望が出ている道の駅が1割ある。いいですか、だから、お客さんが10万人も入らなくて、議会からこれ改善しろやと言われていきますと、そういう道の駅はかなりあるんです、全国に1,000以上の道の駅ありますけれども、1割は申しわけないけれども、こういう言葉を使っていいのか、落第しているわけです。それにならないように一生懸命やらなきゃいけないと思うんですが、まちづくり士別株式会社の社長は、命かけるとまでおっしゃっているんです。やはりそこと出資者たる市の態度が、あるいは認識が、温度差があるとやはりいけないと思うんです。やはり社長さんはもう一生懸命、命かけるとまで言っている。市のほうは、いや、12万人という数字でいいのかどうか、ちょっと精査はまだしていないと思うんです。

私から改めて言いますけれども、この12万人というところの因数分解ができていないんじゃないかと。数学でいう因数分解、12万人という数字は何で成り立っているか、いろいろ考えたら、名寄発札幌行の高速なよろ号の乗客、これもこの道の駅を使うわけですから何人ぐらいになるのか、基礎的数字として何人ぐらいになるのか、その辺を何回か問いただきましたけれども、まだ答えはいただいていないんですけども、この辺についてはお調べになりましたか、ちょっとお聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

都市間バスの利用者につきまして、私たちのほうでもバス事業者へ問い合わせをいたしました。どの程度の利用があるのかといったことをちょっと御確認させていただきましたが、問い

合わせをした内容からは、情報につきましては非公開であるため、そちらにつきましてはちょっとお答えできないということの確認をしているところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） JR北海道も今回赤字問題が出るまでは営業係数だとか乗客の数というのを公開していなかったです。今、高速なよろ号は道北バスと中央バスとの共同運行で運行していますけれども、営業数字については出さないよということだったと思います。

しょうがないので、私のほうで計算しました。高速なよろ号は平日は1日3便、土日祝日は1日4便、増便されます、土日祝日はお客さんが多いので。ちょっと低目に見積もって、1便に5人ずつという計算をしました。士別から札幌に5人乗るという計算です。そうしたら平日の分が、平日年間255日で、それが3便あるので765便、それに5人ずつ乗って3,825人、土日祝日が1日4便で年間110日ほどありますので、年間で440便あって、それに各5人ずつ乗ったら2,200人、平日と合わせて6,025人が私の試算です。これは少な目な数なので、もうちょっと行くかなと思うし、道の駅に今度は送迎が行きます。今は北星信金さんの好意で路上にベンチがあって、そこに送りに来た人が置いていくというか、バスに乗る人を置いて去っていく形ですけれども、今度はバスに乗る人を送ってきた家族だとかが道の駅によって、ほら、このお土産を持っていきなさいとかといって、そういう活動も考えられるわけです。だから、そこら辺はもうちょっと多目に見積もっていいと思うんですけれども、これは大体、高速バス関係で基礎的な数字、因数として1万人ぐらい見てもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

人数につきましては、12万人の人数の積算根拠というのは、もともと年間の入り込みの想定人数12万人の、つくりは2030年の時点の交通量から計算したものだということがかねてより御説明をしているところでありますが、今お話のありましたとおり、それ以外の道北バスの利用だったり、各それに乗る方の送迎といった形での、その方々の御利用をどういった形で整理するのか、考えられる数字としてはということのお話ではありますが、私たちとしまして、送迎者につきましては、利用者の把握といったところはちょっとそこは難しいものがあるのかなというところで、私たちの段階ではちょっと把握といったところの数字を固めているところはないといったところが現状ではあります。ただ、まちなか交流プラザにつきましては、一人でも多くの方が利用していただければという考え方というのは根本的にももちろん皆さんと同じような形で変わらず持っているものがありますので、それらをベースに今後12万人プラスアルファという形でバスの利用をされる方、または、その送迎をされる方、それに関係する方々がたくさん利用される施設になればということ考えた事業計画等実施につきましてはつくっていきたいと考えているところではあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） こちらでも一つの因数の話をしようとしていたんですけども、高速バスの利用で私は1万人ぐらいは見込めるのではないかなと思うんですけども、もう一つ、イベントを開催するとします。今まで国道沿いでいろいろ、しべつまるかじりフェアだとか、いろいろ民間の発想も入れて各種イベントをやっていたんですけども、そういうのを含めてこの新しい交流プラザ道の駅に持っていったとした場合、例えば3,000人入るイベントを2回やるとか、何かそういった今のところ目算はないですか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

基本計画の段階では規模の大小を含めて利用者を1,500人程度と想定しシミュレーションしてきております。ただ、現段階で、その3,000人規模のイベントが何回程度行われるのかといったことだとか、規模が3,000人にはこだわりませんが、大小どれぐらいの規模のイベントが行われるのかといったようなことにつきましては、現在、開催を予定するイベントにつきまして、実際の集客及び売り上げの見込みを含めまして、（仮称）街なか交流プラザプロジェクト会議等によりまして、関係団体の方々と実際に検討を進めているといった状況ですので、今の段階で何人といった形での見込みが立っているという状況ではないといった形での御説明になります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私も3,000人というのには全然こだわっていないんです。例として挙げただけで、そういう何千人規模のイベントを何回やると数字を乗っけていくことはしないのかなと思うんです。やはり、この事業だけは井勘定は絶対に許されないと思うんです。井で12万人というのは絶対にだめです。だから確実な数字を積み上げていくしかないでしょう。情勢はどんどん変わっているんですよ。今この状況で、インバウンドで、団体で中国語圏の方がバスに乗って寄るかといったら寄らないです、もう数年無理でしょう。そんなことはないと思いますので、そういう数字はもう当てにできなくなったんです。だから、何とかして確実な数字を積み上げて12万人に持っていくしかないんじゃないですか。

もう一つです。次の質問ですけども、道の駅が2つありますね、近所に。1つはもち米の里☆なよろですか、もう一つが絵本の里けんぶち、両方とも20万人近く、あるいは20万人超えの年間の入り込み数があります。交通量だけから計算して、国道40号線の2030年の交通量から計算して12万人出したというんですけども、そのコンサルタント会社がいう12万人というのは各駅停車なんですか。剣淵に寄って、土別の道の駅に寄って、もち米の里の駅☆なよろ、風連の道の駅へ寄ってという、そういうシミュレーションなんですか。そこのところはいかがですか。

○副委員長（遠山昭二君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

シミュレーションにおいて、年間交通量から、その程度、12万人程度利用されるだろうという数字の中で、例えば手前に剣淵がある、その奥には名寄があるということが加味されていない中身であるということで御理解していただければと思います。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 単なる交通量から立ち寄り量が割り出せるという考え自体がどうかと思うんです。その同じ30キロメートルの間に3つ道の駅があるのと、道の駅が一つしかないのとどちらが集客有利かといったら、やはり後者です。だから、そういうほかの道の駅との差別化を考えないで、交通量からもう12万人と導き出せるんだという考え方が私はすごく疑問なんです。ですから、今は出資者として市はそういった剣淵だとか風連だとかの道の駅との差別化ということは何か考えていますか。

○副委員長（遠山昭二君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えします。

まず、飲食につきましては、士別サフォークラムなど士別市産の農畜産物を活用したメニューの提供であるとか、あと、アンテナショップにつきましては、羊のまち士別をイメージできる商品販売、それから市内の特産品のほか、剣淵、和寒、幌加内町の特産品もあわせて販売し、本市のみならず士別地域のPRに努めてまいりたいと考えております。

ただ、一番大きな違いというのは、近隣にある郊外型の道の駅ではなく、中心市街地に建設するということが一番の大きな違いだと考えております。中心市街地に建設することによりまして、商店街区域に立地するという利点を生かして、商店街と連携した消費取り込みの事業が展開できるのではないかと考えているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今の答弁、ちゃんと差別化というときに、まちの中にあるのだという特性を生かすというのはとても大事な視点だと思います。ぜひよろしくお願いします。

次に、来春オープンして、それを運営していくわけですがけれども、来年、2021年ですか、令和3年度の運営になってくるんですけれども、これが赤字になった場合に、結局何か手当をすると、そういうところまで今は考えているのか、それとももう収支予測で黒字と出ているからそこは考えないでいくのか、ちょっとこの際ですからお答えください。

○副委員長（遠山昭二君） 阿部課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えします。

まちづくり士別株式会社は、昨年3月、第三セクター方式ではあるものの設立がされ、まちなか交流プラザにつきましては、当初より民設民営を基本原則として自主自立の運営が可

能となるよう現在まで検討、協議をしてきたところです。市としましても、今後の検討経過とオープン後の収支状況など状況を把握に努め、経過を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） まあ、ちょっと先走りした質問かもしれなかったので、答弁としては良とします。

ただ一つ、もう一つ聞きたいのは、やはり市の職員を経済部から常駐させるという話もあったんですけども、これについて非常に疑問だと思ったのは、こういう施設は季節によって集客に差があります、夏は多くて冬は少ないとか。あとは平日より休日のほうが入り込みが多いとかとあると思うんですけども、そういった閑散期、それから繁盛している時期がある仕事なのに、平日に市職員を何名も配置するという、何かちょっと現実離れしているとか、もっと繁忙期と閑散期との差を考えておかないといけないんじゃないかと思ったんですけども、その辺の市職員の配置についてコメントをお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私のほうからお答えさせていただきます。

（仮称）まちなか交流プラザの配置の関係ですけれども、市の職員に関しましては、今現在3名体制という計画で考えております。これにつきましては、先ほど冒頭のほうに、まちづくり会社の社長の思いと、それから市の思いに温度差があるというお話もございました。当然、市も中心商店街に建てられるこの交流施設については失敗することが許されないという気持ちでもあります。そういう意味では、この中に市の職員を配置をしながら、その職員の役割としては、観光行政であり、また中心市街地の活性化につながるような事業、または他市町との連携事業などもありますので、そういったことをこの会社と一体となって進めていかなければならないかなと考えているところです。

ただ、まちなか交流プラザの運営につきましては、あくまでも、やはり会社が運営するという形になりますので、その部分についてはやはり自走という考え方でいくのが適当なのかなと考えております。ただ、繰り返しになりますが、この施設を運営するに当たって、やはり直接的な補佐ではありませんけれども、そこで行われる行事、イベントですとか、そういったものに関しては、やはり市の職員も、これは土日にかかりませんが、当然支援をしていくような体制をつくっていくということが非常に大事なことだと思っていますので、その部分については、また、まちづくり会社のほうと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、第8款土木費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 今回、土木費の中の道道士別滝の上線（朝日市街地）道路整備事業について御質問します。

先週の大綱質疑の中で、去年からの進捗状況、それから本年度の計画について伺いました。道の財源で道からの委託という業務なので、ちょっと確認ということで何点かお尋ねします。この事業の内容についてですけれども、1億5,900万円ほど予算でついておりますけれども、この中身について、詳細について、よろしければ前年度からの資金の流れを含めて、令和2年度の詳細をお尋ねしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 植松施設管理課管理係長。

○施設管理課管理係長（植松貴徳君） 今、御質問いただきました令和2年度の予算概要についてお答えいたします。

令和2年度の予算概要は、工事起点側の朝日中学校付近からかわ井商店付近までの延長430メートル間の用地取得業務費として、用地購入費500万円、物件補償費1億5,169万3,000円、事務費234万6,000円、合計1億5,903万9,000円を計上いたしました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 予算の説明書の中に公有財産の購入費ということで500万円計上しております。これはどこの部分なのでしょう。具体的に、公有財産ですので公有地だと思うんですけども、この内容というのは、もしよろしければお尋ねしていいのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

用地購入費の500万円の対象となる部分は、先ほど御説明させていただきました朝日中学校付近からの延長430メートルの区間の対象となっております。今回拡幅によって、道路の両側の必要な範囲の部分に対して土地の取得で購入させていただくような形になります。その部分の購入費になります。こちらの部分の対象となるのは、当然、民間さんといいますか、その地権者の方、場所によっては中学校の用地、その部分を含めて500万円の内訳となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それで、今のありました補助及び補填及び賠償金ということで1億5,000万円程度ついておりますけれども、このお金の流れなんですけれども、これは実際に今年度から買収されてその地先に対してのお支払いになってくるといえるのかということと、どういう決め方で、資金的にはどういうふうに来るのかということをお尋ねしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

本事業は北海道が主体となって行っている事業でございます。今回この用地取得の業務に当たりまして、本市が北海道と委託契約を結び、それで、北海道に成りかわりまして用地の交渉をさせていただくような流れになります。

それで、お金の流れであるのですが、今回うちのほうで予算を立てております部分は、道と令和2年度の用地取得にかかわる費用として協議した結果の数字でございます。こちらの部分の範囲内において、用地の交渉を進める形にはなるのですが、どうしても地権者の方々との交渉の流れ、そういった部分の都合によってはなかなか進まない状況も想定されているところでもあります。そういったこともありまして、一時、例えば用地の取得に関して御了承をいただいた場合には御契約をさせていただきまして、本市のこの予算から、その用地の取得、または物件が何らかでかかってきた場合には物件の補償費、そちらを合わせてお金を支出させていただくような形になります。それに伴いまして、年度末に北海道のほうから、それにかかった費用、そしてそれに対する事務費を合わせて市のほうに支出をして入ってくるようなお金の流れになります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今のお話にあった、例えば地権者との話がついて金額的に決定した場合、その決まった都度都度、道のほうに請求されていくということの認識でよろしいでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えさせていただきます。

そちらのほうは、年度間通しまして、契約の最終の期日の部分で道とその内容を精査した上で請求をさせていただくような形になります。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） あと、市が道との契約で市の職員の方が直接入られるとは思いますが、この市の方の例えば事務費というのは、この予算の中のどこに含まれているものか、ということではないのでしょうか、事務費の要するに職員の経費というものについての請求というのはどういった形でされるのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

事務費についてですが、今回予算のほうで計上させていただいておりますこちらの事務費にはなるのですが、こちらのほうの事務費の積算根拠といいますか、一応、北海道のほうから、こういった用地の取得業務に対する事務費の算定基準がございます。そちらのほうの基準としては、土地の取得費用、そして物件補償費の合わせた総額に対しての一定の率がございます。その率に掛けた金額について北海道からその事務費として支出はされまして、一応その市としての事務費の活用としましては、当然人件費、もしくはほかに、場合によっては市から離れたところに地権者がいる場合にはそういった旅費とか、そういった部分も含めて

そちらのほうで捻出をするような流れになります。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 最後ですけれども、恐らく地元の地権者を含めた説明会というのは多分この前の大綱質疑の中でお話をされたと思うんですけれども、いつごろされるような予定というのは、もうお決まりでしょうか。それを最後の質問にしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） 今現在のところ、北海道のほうからはそういった次期の開催に関する情報というのは、まだ準備はできていない状況であります。今後、この財源が、やはり交付金を活用して北海道のほうも申請をして、その措置率、要望に対して全額つけばよろしいんですが、その部分が年度明けに御報告を受けるような形になります。その令和2年度の交付金の状況によって、その事業の行う範囲というのが、事業調整が場合によっては必要になる場合がございますので、そういった部分が整理できた段階で地域の方々への説明会が開催されるような流れになると想定しております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私からは、公園整備事業費について質問します。予算書では171ページで、予算説明資料のほうでは30ページです。

今回、公園について、ここ最近は毎年のように新しい遊具を入れていったと思うんですけれども、今回は盛り込まれていません。つくも水郷公園の花壇だとか、遊具の点検について予算組みされていますけれども、新たに新年度、遊具を入れかえるという公園はないという認識でよろしいですか。

○副委員長（遠山昭二君） 田中都市整備課土木主査。

○都市整備課土木係主査（田中一幸君） お答えします。

令和2年度におきましては、委員の言われたとおり、公園施設長寿命化計画に係る遊具の部品の更新を実施しますが、公園全体に及ぶ遊具更新の予定はありません。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 公園のその長寿命化計画の中で、要は毎年新たに遊具を入れかえる公園をつくるということではなかったということです。その辺の頻度だとか更新の順番、こちらの公園は先にしてこちらは後にするとか、順番だとかはどのように決めていらっしゃるんですか。

○副委員長（遠山昭二君） 田中主査。

○都市整備課土木係主査（田中一幸君） お答えします。

更新の頻度につきましては、平成25年度より毎年更新を行ってきているところです。更新

順につきましては、遊具の供用年数や健全度、あと、公園施設長寿命化計画、そして地域のバランスなどを考慮して実施しているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私もどこの公園の遊具を入れかえたかというのを大体はわかっているつもりですけども、改めてこの際、ここ数年に遊具を更新した、入れかえた公園について順を追って、年次を追って教えていただければと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 田中主査。

○都市整備課土木係主査（田中一幸君） お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、平成25年度より実施しておりまして、25年度にはあおば児童公園、駅南児童公園、丸武児童公園、あすなろ公園の4公園、26年度につきましては宮下公園、27年度は弥生緑地と東山児童公園、28年度はつくも水郷公園とほくと公園、29年度に南郷児童公園で、平成30年度はほくせい公園で、今年度実施しましたあけぼの公園を含め、合計12公園を整備しているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 非常に速いペースで遊具の更新をされたと思うんですけども、ことしというか、新年度はお休みというか、お酒飲む人に例えたら休肝日というのですか、何というんですか、ことしは、新年度はたまたま更新が当たらない年だという認識でいいですね。

それで、ちょっと入れかえた新規遊具についてお話ししたいと思います。今、新しい遊具は非常に安全基準が厳しくなっています。それで土別市で遊具入れかえた公園にあるジャングルジムだとかブランコだとか、全部SPマークというのがついているんです。アルファベットでSP。調べたらこのSPマークというのは、一般社団法人の日本公園施設業協会というところがSPマークというのをつけて、一応、安全認定したよという印につけています。このあおば公園から始まって12公園、全部遊具はこのSPマークをクリアしているんですか。

○副委員長（遠山昭二君） 鈴木都市整備課主幹。

○都市整備課主幹（鈴木 章君） お答えいたします。

SPマークの導入率なんですが、全て更新の際はSPマークの遊具を入れておりますので、導入率としては100%となっております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） あんまり触れたくない話でしたけれども、以前、2001年に公園の遊具で保育園児の事故もあったので、やはり安全な遊具を入れるというのは非常に大事なことで、子供が転落したり、思わぬ使い方をして、ぶら下がったりいろいろしますので、こういう安全基準というのはとても大事なものだと思います。

それで、このS Pマークですけれども、私もS Pマークが導入された遊具を見ていてふと思ったんですけれども、以前は地元の鉄鋼屋さんがつくったジャングルジムだとか、箱ブランコですか、今は危ないので撤去されてますけれども、箱ブランコだとか、ああいうものは割と地元の士別市内にある鉄工所さんでつくることもできて、多分地元業者から納入していた分もあったと思うんですけれども、残念ながらこのS Pマークのついている遊具、地元業者のものは一つもないと思うんです。一つ一つ遊具を見ても、製造元は東京だったり、せいぜい札幌、岩見沢というところはあるんですけれども、士別市の業者、鉄鋼業社さんが参入できないと。今は士別市では公共調達基本指針というのがあって、工事の際の地元業者の優先発注というのはありますけれども、こういった遊具というものについても、できれば地元業者のものを、地元の鉄鋼屋さんはまだ、まだと言うと失礼ですが、やはり何件もありますので、そういった地元業者にできればこのS Pマークの遊具をつくってもらいたいと思うんですが、なかなかそれができないというのはどうしてなのか、ちょっと教えていただけますか。

○副委員長（遠山昭二君） 鈴村主幹。

○都市整備課主幹（鈴村 章君） お答えいたします。

地元の業者さんにS Pマークをつくれぬのかというお話でございますが、現在S Pマークの認定遊具を製作する地元企業さんは残念ながらございません。認定遊具の製作に当たりましては、遊具の安全に関する基準に準拠することのほか、今お話があったとおり、日本公園施設業協会に加入する必要があり、加入の条件として、管理システム構築や国土交通省に登録されている技術者の資格の取得、I S O 9001に準拠した品質と安全管理の審査、遊具メーカーとしての社会的責務や認識、経営の健全性などが厳しく問われておりまして、その条件を満たした場合、地元の業者さんが認定遊具を作成することが可能かと思われま

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） いや、本当に今答弁いただいたとおり、参入障壁が、障壁というか厳しいです、参入基準が。いろんな配管だとかをつくりながら公園遊具をつくるか、そういう片手間にやっているみたいな業者は参入できないんです。やはり公園の遊具に特化した業者がこの一般社団法人をつくって、悪い言い方をすればそこで独占しちゃっているんです。ですからなかなか地元業者が士別市内の公園に遊具を納入するということはできないんですけれども、ただ、市でそういった遊具に特化していく、もし鉄工所があったら、そこに研修費などを補助するだとかそういう方向性はちょっと考えているかどうか、お聞きしたいんですが、よろしいですか。

○副委員長（遠山昭二君） 鈴村主幹。

○都市整備課主幹（鈴村 章君） お答えいたします。

支援の策につきましては、現在のところ適用するものはございません。また、現時点で地

元企業からこれらに係る相談が寄せられておりませんので、状況を確認したいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 恐竜型のジャングルジムをつくっている剣淵の道の駅に置いている業者さんとかは市内にありますので、もしこの公園遊具に特化したいということなら、ぜひ援助してほしいと思います。

最後に、このSPマークについてですが、一つ一つの遊具に年齢制限がついているんです。この遊具は6歳から10歳とか、3歳から6歳までとかと非常に厳しい年齢制限がついていて、私よく保育園児を連れて散歩して、市の保育園があります。市立保育園と一緒になったときに、市の保育園は非常にやはり厳格に守るんです。このブランコは3歳になっている子じゃないと使えないよとやはり言うんです。それを見ていて、ちょっとかわいそうというか、大人が一つの遊具に一人ついていけばちょっと年齢制限をはみ出してもいいんじゃないのとかとちょっと思ってしまうんですけども、やはりここら辺、厳格に、SPマークにあるとおり、6歳からのものはもう満6歳の誕生日になってない子は使えないと、やはり市でもそういう御認識であるかどうか、一言お願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 村田土木管理監。

○土木管理監（村田雄大君） お答えいたします。

遊具を製作する際、子供の体力や体格及び事故の回避能力など、遊具ごとに対象年齢を設けてまして、遊具の安全に関する基準に準じて遊具のほうは作成されております。遊具に沿った年齢を示すことで大きな事故の回避に役立てると考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、第9款消防費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。佐藤 正委員。

○委員（佐藤 正君） 私のほうからは、同報系防災行政無線デジタル化事業についてお伺いをいたしたいと思います。

防災無線は、野外拡張機や戸別受信機を介して市役所から住民に対して直接防災情報や行政情報を伝えるシステムだと思います。近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線には、これまで以上に多様化、高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るため、さらなる改善が求められていると思います。このため、平成13年度からデジタル化方式による消防行政無線の導入が可能となり、本市も同報系防災無線デジタル化事業に取り組むことになったのではないかと思います。

そこでお伺いしたいのですけれども、このデジタル化事業について、事業の内容と予算についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 水村総務課行政係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

予算の内訳、2カ年での整備事業内容についてでございます。

実施設計業務委託で900万円、工事請負費で現在では2億8,500万円を見込んでおります。これは令和2年度と3年度で2カ年でこれぐらいかなということを見込んでおります。施工管理業務委託約700万円、これも令和2年度、3年度の2カ年で見込んでおりまして、総合計で約3億100万円と見込んでおります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 今まででも防災無線は農家のほうに配備されていると思うんですけども、今後、この農家に配備されている防災無線の取り扱いはどうなるのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 阿部総務課主幹。

○総務課主幹（阿部 弘君） お答えいたします。

現在、農家に配付されている戸別受信機であります。戸別受信機につきましては、平成元年度に農業経営の安定と農村生活環境の改善向上を目的として、国の補助事業を利用した農村地域農業構造改善事業で、当時、市経済部と土別市農協、多寄農協とで整備し、戸別受信機の管理は農協で行っていたものであります。現在、北ひびき農業協同組合での戸別受信機を使った防災無線につきましては、利用は年に数回程度であり、情報発信のほとんどはファクスを利用しているということであるところから、北ひびき農業協同組合と協議した結果、今回の更新で北ひびき農業協同組合は戸別受信機の運用を廃止すると言っているところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） これからはファクスでやりとり、今までもしていたということなんですけれども、ファクスだと停電のときには使用できないのではないかなと思うんですけども、また、ファクスの設置していないお宅もあるのではないかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今現在あります戸別受信機については廃止するという方向になっておりますが、新たに今回デジタル化に向けて検討した部分でいきますと、農家に限らず戸別受信機を1,700台程度整備する予定で、高齢者世帯ですとか、そういった方々に対しての配付を検討しているところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 今の答弁の中で、戸別受信機を高齢者独居世帯だとかそういうところに

無料で貸与するということですが、貸与に当たっての条件なんかはあるのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

現在、戸別受信機を配備する対象予定をお答えするんですけれども、75歳以上の高齢者独居世帯、2019年11月現在なんですけれども、これで1,200ぐらいということをつかんでおります。そのほか、自治会長の方、要配慮者施設、公共施設などに配備を計画しているところで

す。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 防災無線については、市内でも農村部でも風向きによって聞こえづらいという声もありますけれども、特に農村部のほうでは、防災無線がうちのほうは全然聞こえてこないよとかという、そういう声もありました。こういうことは今後解消されるのでしょうか。それとも、それに対する対策なんかはあるのでしょうか、教えてください。

○副委員長（遠山昭二君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

現在の屋外スピーカー、市街地に5基ありまして、朝日地区に6基、上士別、温根別、多寄出張所に各1基あるんですけれども、農村地区には屋外スピーカーの音声は届かないのが現状だということで、今回の更新、デジタル化更新でも、この屋外スピーカーの数を増やすものではないので、農村部への解消というのはちょっと難しいかなと思っているんですが、この今回の整備を予定する戸別受信機などやNHKのデータ放送や緊急速報メールなどを用いた情報発信で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 防災無線としての役割がいまいち農村部のほうでは聞き取れないということで、その役割が果たせないのではないかなと思います。ぜひ、緊急の場合の情報やなんかも入りますので、なるべく解消されるように努力してもらいたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） まだ質疑が続いておりますが、ここで午後2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時33分休憩）

（午後 2時50分再開）

○副委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防費の質疑を続行いたします。谷 守委員。

○委員（谷 守君） 私のほうからは、国土強靱化地域計画策定事業についてお聞きしたいと

思います。

これは当初、予算説明資料では、総務費のほうに載っておりました。そうしますことから、この予算説明資料においては8ページに載っている事業であります。これは新年度新規事業ということからもお聞きしているところでもあります。

まず、この事業、378万6,000円という事業費がありますけれども、この事業費の内訳について教えていただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 北川企画課企画係主任主事。

○企画課企画係主任主事（北川智貴君） お答えいたします。

事業費の内訳につきましては、業務委託料で369万6,000円、そのほか印刷製本費など事務費で9万円となっており、合計で378万6,000円となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それで、これは事業の概要ということで載っておりますけれども、改めてこの事業の内容ということと、それと、この事業を策定するに至った経緯をあわせて教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

昨年の第2回定例会で、谷議員のほうから国土強靱化地域計画の策定について提案がございました。そのとき市のほうの答弁といたしましては、国の動向など情報収集に努めるということで回答させていただいたところです。策定に向けて具体的な検討や情報収集をしていたところ、国のほうでは昨年8月に、地域計画に基づいて地域公共団体が実施する補助金、交付金事業に対して、国の予算の重点化、それから要件化などを進めるといったような通達、これによって地域計画の策定と国土強靱化の取り組みの促進を図るといったような指針が示されたところです。さらに、国は令和2年度予算においても、26の補助金、交付金について、地域計画に基づく取り組みであることを要件とするということも明示されました。本市においても強靱化を図り、今後想定される大規模災害から市民の生命、財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要と考えまして、国土強靱化の地域計画を策定するものであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 優先採択されるという広い意味の中での策定ということであろうかと思えます。

そこで最後に、この策定事業について、これからのスケジュール等を確認して、この質問は終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 現在、未策定、策定中の自治体においては、国の令和3年度の重点化の対象としたい個別事業がある場合については、令和2年の12月をめどに策定することが必要であるということが示されています。本市としても、それをめどに策定を進めていきたいと思っています。また、進めるに当たっては、振興審議会の協議ですとか計画案がまとまった段階でパブリックコメントなどを予定しているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、第10款教育費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員（苔口千笑君） 義務教育振興費の特別支援教育就学事業、この中の特別支援教育支援員活動費についてお伺いしたいと思います。予算説明資料は32ページになります。

平成29年教育行政執行方針におきまして、特別支援教育の新たな取り組みとして、明らかな知的おくれがないにもかかわらず、読み、書き、計算に困難が認められる学習障害に対し、入学後の早い段階で検査を行い、対策を講じる事業を展開するとありました。ここで示された新たな事業というのが、今回質問いたします事業に該当するのだと思いますけれども、まずは、この事業の概要と内容、そして目的についてもあわせてお聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 魚津学校教育課学務係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

平仮名の読みにつまずきのある児童の対応につきましては、R T Iモデルを用いた音読指導を行っているところでございます。R T Iモデルは、通常学級の指導では困難が生じる子供に対して、その反応に合わせて支援内容を判断していく指導方法であります。平仮名の読みにつまずく子供を早期に発見し、適切な指導を行うことで読みの能力を改善し、二次的な学力不振を防ぐとともに、読むことの学習障害である発達性ディスレクシアに対する早期発見と個別の対応を進めることを目的としております。

具体的には、通常学級に在籍する全ての小学校1年生に対し、学期ごと、年3回でございしますが、平仮名音読検査を実施し、判定基準に満たなかった児童に対して個別の音読指導を行っているところであります。基準に満たなかった児童には、タブレットのアプリケーションを使用し、1回5分程度のプログラムを21日間行っております。指導後の検査で基準をクリアした場合は個別指導を終了いたしますが、3学期の検査で基準をクリアできなかった場合につきましては、2年に進級した後、個別の語彙指導を実施しているところであります。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） こちらについての導入の経緯をお聞かせ願えますでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 魚津係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

発達障害に関する支援施策を検討している中で、以前、士別市立病院精神科に勤務していた田中康雄先生から、R T Iモデルによる平仮名音読指導を実践している北海道大学大学院

教育学研究員の関あゆみ准教授を御紹介いただいたところでございます。その御縁から、平成28年に市の特別支援連携協議会が開催した研修会で講師を依頼させていただき、平成29年に、言葉の教室が設置されている士別小学校をモデル校として平仮名の音読指導を開始しているところでございます。今年度からは士別南小学校でも導入をしております。

なお、本事業における講師旅費や謝礼、タブレット端末の購入等につきましては、特別支援教育の充実を目的として、市民の方からいただいた寄附の一部を充当しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 平成29年からスタートしている事業ということで、毎年継続されているものと認識しておりますけれども、そうであるならば、継続するということが、それなりの一定の成果も出ているからこそその継続であるかと思われまいます。その実際の成果も含めて、継続されている理由も教えていただけますでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

音読につきましては、国語の入り口でございまして、文字を読むこと、これは全ての教科の学習につながります。読みを練習することによりまして、自信を持って話すことができるようになるというものでございます。一人一人の検査を行うことによりまして課題を早期に発見し、個に応じた必要な指導というものを早期に充実する、そういうことができるかと思ひます。また、医療機関を含めた関係機関への連携、このようなものも早期に実施ができるものと考えております。

また、個別指導を行った結果、指導が必要なくなった、そのような児童はもちろん、継続が必要な児童であっても、教科書等をスムーズに読めるようになったり、読み誤りですとか、読み飛ばし、そういうものが減少するなど確実に読む力というものが伸びているところです。先ほども申し上げましたとおり、本年度から士別南小学校でも指導を行っているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 荅口委員。

○委員（荅口千笑君） 平成29年からスタートしている事業が4年目に入りまして、南小学校へも新たに導入されるということは非常に喜ばしいことだと思っております。その上で、今後、ほかの他校についても拡大をしていくという方向性があるのかということも含めて、今後の展望をお聞かせ願えますでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

令和2年度、今年度につきましては、士別小学校、士別南小学校の検査を継続してまいります。先ほど御質問のありました他校への導入というところでございますが、小規模校につきましては、児童の状況把握、こちらが比較的容易にできているものの、先ほど申し上げま

したように指導が必要になる場合というものもございます。この場合も想定いたしまして、各学校と協議をしながら検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 次に御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 社会教育費、サンライズホール管理運営事業について質問いたします。予算書は200ページ、予算説明資料は36ページです。

令和2年4月から社会教育施設の開館時間等の変更が予定されていると御説明があったところです。同じく指定管理が予定されておりますあさひサンライズホールでは、現行の午前9時から午後10時までの利用申請がない場合、これを平日は午前10時から午後7時までの開館、同じく利用申請がない土日祝日は閉館とする内容でありました。指定管理料の予算額7,519万1,000円につきましては、昨年12月、令和元年第4回定例会最終日に可決をしました指定管理者の議案の関連資料中、法人の令和2年度収支計画における市負担額と同額になっています。私どもの受けている順番でいくと、この説明資料での可決後の開館時間等の変更でありますから、これは確認なのですが、4月からの開館時間等の変更によりまして、この収支計画の変更、あわせて指定管理料の変更は生じないのかどうか、これについてお聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 漢文化振興統括監。

○文化振興統括監（漢 幸雄君） お答えいたします。

指定管理料の算定につきましては、契約額の算定のもの開館時間の変更を想定した前提での積算となっております、これに伴いましての変更は現在のところ生じないようになっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 4月からの開館時間の変更は見込まれた上での収支計画だったということで確認をさせていただきました。

そこで、指定管理料の積算において、この開館日数、それから開館時間というのは具体的にどういう日数で見込まれているのか、お知らせいただきたいと思います。

なお、12月31日から1月5日までの6日間が休館となっているので、現行でいけば360日の開館でありますけれども、これが令和2年度でいけば、平日利用のある日が何日で、短くなる日が何日、土日祝についても開館する日、閉館をする日ということで、どのような見込みで積算をされているのかお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 漢統括監。

○文化振興統括監（漢 幸雄君） お答えいたします。

令和2年度の休館予定の土日祝祭日等、これは年末年始を含みますが、120日となっております。令和元年度までの過去3年間の平均的な使用申請の状況から、現在のところ、土日祝

祭日等の臨時開館は約30%程度、36日と見込んでの積算となっております。

具体的には、平日の19時までの通常開館を160日、平日の22時までの延長した状態での開館を86日、土日祝祭日の臨時開館、これを先ほど申し上げましたとおり36日、これを差し引きまして閉館を83日と見込んでおります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。

そこで、もう一方の視点なんですけれども、この令和2年度、ことしの4月からは使用料及び手数料の見直しが行われます。既に議会においても関連条例等が可決をされていて、対象施設においては使用料が上がる施設も下がる施設もということでございます。この4月からの開館時間等の短縮をされる施設のうち、この使用料及び手数料見直し対象施設として、あさひサンライズホール、今ありますけれども、あと市民文化センターも同じく見直し対象施設とされまして、管理経費の計算などを行った結果、それぞれ市民の御負担であります使用料については、現行の使用料について改定なしとされたところであります。

そこで、これも同じく、この4月からの開館時間等の短縮によって、これは実際時間が短くなるということで、管理経費、人件費や光熱費などの経費が削減されるようになると思いますけれども、この短縮によってこの経費がどう変わったかということで、再計算によっても、市民の負担の使用料改定なしという、この結果が維持されるのかどうか、確認をさせていただきます。

○副委員長（遠山昭二君） 漢統括監。

○文化振興統括監（漢 幸雄君） サンライズホールの分についてお答えいたします。

サンライズホールは4月1日以降も使用申請があれば開館をいたします。ですので、現在の使用可能時間というのは、大きく変動するというにはまずなっていないというのが一つでございます。

ただ、休館日等の変更によりまして、今度は人件費と、また管理経費の減額というのがあわせて出てまいりまして、そのための使用料の影響というのは算定上出てこない、要は乖離率を20%を超えるだけの変動は生じないと考えております。伴いまして、令和2年度の使用料は改定することにはなっていないと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 千葉市民文化センター館長。

○市民文化センター館長（千葉真奈美君） 私のほうから、市民文化センターにつきましてお答えいたします。

市民文化センターの開館時間ですけれども、午後10時から午後9時に変更となる予定でございます。利用可能時間が1日13時間から12時間となりまして1時間減ることとなりますけれども、人件費や委託料、そして光熱費など、こちらも減額となりますので、令和2年度の

使用料への影響はないこととなっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） 私のほうからは、事業の見直しについて、ちょっとアバウトな聞き方ですけれども、2点ばかり聞いてみたいと思います。

まずは、私のほうから類似した事業などの見直しについて昨年の大綱質疑で行いました。このように質問させていただきました。事業の精選や統合が必要なのではないかと思います。教育委員会の考えをお伺いしたいと思いますという質問の答えが、部長のほうからいただいた答弁は、事業の効果を常に検証しながら、事業の意義や費用対効果も含めて、事業の統合あるいは思い切って廃止をすることも視野に入れた検討を進めてまいりたいという答弁をいただきましたので、その社会教育事業の見直しがされているのか、新年度に反映されている事業、あるいはその内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） お答えいたします。

喜多委員からお話のあったとおり、令和元年度の事業予算についても社会教育関係事業の見直しを行っております。具体的には、土曜子ども文化村の運営体制、4館から3館という統合の中での見直しを行ったほか、博物館や図書館の事業についても、統合できるものは統合という形の事業精算を行っております。

令和2年度への予算の反映につきましては、社会教育関係の管理職で常に情報交換をする中、また市役所の他の部課との横断的な打ち合わせ、そして関係団体との情報交換の中から事業の見直しに努めてまいりました。一つには、チャレンジスクール事業、子供の生活習慣の見直しの事業でございますが、令和元年度2回の実施を行っていたところ、来年度1回の実施に集約してまいります。それにかかわって、実施時期の見直しや1回当たりの定員については拡大を予定しているところです。また、それに伴い、長期休業中の学習習慣定着に資するチャレンジ寺子屋につきましては、今年度まで午前中の開催ということにしておりましたが、一部午後の開催についても検討してまいりたいと思います。

続いて、家庭教育に関する事業についてです。家庭教育推進事業のほうについて、昨年度まで講演会、さらには啓発活動を行ってまいりましたけれども、市役所の他部署の部分において類似した講演会等が行われていることもありますので、来年度につきましては、それらと連携することにより、教育予算について講演会予算については見直したところでございます。また、子供の文化活動推進事業として実施している土曜子ども文化村でございますが、全体の体系の見直しについて令和元年度で行ったところでありまして、来年度については商工費のほうで実施されていた、ふるさと大使の和泉雅子さんを講師に迎えた寒いのへっちゃら隊について、ふるさと自然歴史体験館の中での実施を今は検討をしているところでございます。

最後に、生涯学習の体験広場の部分についてでございます。体験広場は、中央文化祭の芸能発表の日に生涯学習活動のきっかけづくりとして教育委員会が体験するコーナーを設けているものでございます。これまで10年を超える、そのきっかけづくりということで教育委員会のほうはコーナーを設置してまいりましたが、継続した取り組みの中から、きっかけづくりについては一定の成果が得られていると判断しております。令和2年度からは、さらに一歩取り組みを進めた形で、団体の自主的な運営による体験コーナーを募る形で、文化祭と一体的な運営を検討することを想定していることから、今回、運営協力団体の謝金については削減したところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 詳しく御説明いただきましてありがとうございます。

もう一つの観点として、次年度、新年度ですけれども、全体的に補助金の見直しがされている中で、これも昨年の大綱質疑で、マイプラン・マイスタディについて、ちょっと活用されているかどうかについての質問をさせていただきました。30年度のマイプラン・マイスタディ事業の活用状況及び新規活用団体の数、そしてここ最近の社会教育事業を住民主体の活動に移行しているような具体例についてお伺いしたいということで、昨年、質問をさせていただきました。その中で確認していったところ、何年も同じ団体がやはり使っているという現状、一方で新しい団体が多くない現状を考えたときに、このマイプラン・マイスタディ事業も、果たしてこのままでやっていくのがいいのかという疑問を感じております。額が小さいとかという問題でなくて、やはり受けている団体は自分たちの努力の中で事業を興していただくということを、こちら側サイドも強く要望していく必要があるのではないかと思うんです。これは額が大きいとか小さいという問題ではないと思います。ただ、うちの職員は優秀だからやってしまうという観点もあるんですけれども、これは決して優秀なわけではないんですよ、やってしまうということは。あくまでも住民にどうやって主体的に動いてもらうかということを考えて提案していくことが物すごく大事だと思います。それで、この制度の見直しは必要でないかと考えているんですけれども、その辺のことを答弁いただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 千葉中央公民館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） 私のほうから、マイプラン・マイスタディ事業につきましてお答えいたします。

喜多委員おっしゃいましたように、過去の実績ですけれども、平成29年13件、平成30年5件、令和元年、2月末現在ですけれども7件となっております。合計が25件でございます。しかしながら、そのうちの新規の申し込みは1件のみという状況になっております。ここでやはり問題となってくるのは、年々申し込み件数が減少して、さらに事業を活用している団体が固定化していること、そしてほかの補助事業の取り扱いについての確認も必要であるということは、我々の中でも問題だと思っております。

そこで、来年度に向けましての課題解決なんですけれども、ほかの市町村の事例ですとか補助事業などを参考に、令和2年度に検討いたしまして、その次の令和3年度へ反映をする予定としております。また、その際には、先ほど喜多委員がおっしゃっていた団体の自助努力というのも考慮しながら、固定している団体の取り扱いなども含めて広く利用いただく方法ですとか支援の内容を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 決して、それを切ってくださいということではなくて、あくまでも自助努力を促すようなことをしていただきたいと思います。

それから、もう一つの観点の中で、これも昨年聞いたことなんですけれども、職員の業務軽減に関してということではちょっとお伺いしたいんですけれども、社会教育施設は、やはり土日、休業日に当たっての勤務が非常に多いと感じております。それは事業自体がそういう特質を持っているものが多いわけなんですけれども、その事業を行うときの職員の人数や業務内容についてお伺いしたいのと、その社会教育事業の見直しをどういうふうに考えているのか、職員の業務負担の軽減につながるのか、新年度はどういうふうに生かされるのかというのをお聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） まず、社会教育関係の職員の事業や対応状況についてということで御答弁させていただきます。

特に週末については、委員おっしゃるとおり、社会教育事業、各種事業が開催されているところです。図書館や博物館などの社会教育施設につきましては、月初めの勤務の割り振りの中から事業計画の日に該当職員を割り当てるなど、休暇をとれる体制についてまず設定をしているところでございます。喜多委員が今おっしゃる部分につきましては、特に中央公民館や社会教育課の職員の対応ということでのお話だと思います。週末の事業で多いのは、例えば子供会のリーダー研修であるとか、先ほどお話を少しさせていただきましたが、土曜子ども文化村の部分ということでございます。この部分については、指導者がそのほかでついでいただくほか、職員についても1名もしくは2名、対応としてついでいることとなります。内容については、受付、もしくは指導補助もございまして、あと、子供の対象事業については安全確保のために必要な人員ということになってございます。また、夜間の事業、夜の講座等の事業もございまして、そちらも指導者のほか、職員1名ないし、必要に応じて2名が配置するという形で対応しております。

喜多委員のお話のあったその見直しについて、どのように反映されるかということでございます。令和元年度の事業の見直しについても、先ほど土曜子ども文化村の回数自体が令和元年度において少なく見直したということもございまして、具体的には日数が少なくなったことにより職員の負担は直接は減になっていると思っております。さらに、公民館講座もこれまで

土曜日、日曜日に開催しているという部分もございましたけれども、一部平日の夜、夕方に開催するなどの工夫を行ってきております。こちらについては、もちろん参加者の部分の動きであるとか参加希望の部分を検討して見直しを図ったところであり、参加者が大きく減員するか、そのような課題は今回はございませんでした。

また、令和2年度、今回の見直しについてでございますが、チャレンジスクールについてでございますが、回数が減にするということもございますので、宿泊型の事業でございますので、職員も交代制でついていた部分でございますから、回数が減になるとその負担は減になると思います。そのほかにも事業を一部、先ほど少し紹介した部分など見直しによっても業務の軽減については一部行える見込みとなっております。

今回の見直しについては、全て行えたとはまだ判断できるものではないと思っておりますので、来年度の事業を行うに当たって、また見直しの観点を持って、再来年度実行できるものは実行してまいりたいと思っておりますし、また、事業の廃止や統合が特段に直接結びつかなくても、やはり人員体制の見直しとか、そのようなことを再検討する中でまた効果的な事業運営を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。職員の業務負担の軽減等々についてなんですけれども、よくわかったんですけれども、ここで一つやはりお願いしたいのは、市役所を訪れる市民の方は、窓口交付事業だとか、手続が多いですけれども、それ以上に実は公民館に、文化センターに行かれる市民の方のほうが多いんです。実際の人数を考えると。そう考えたときに、いろんな事業をやっているときにもそうですけれども、必ず市民の方がいるということ考えたときに、その中には主催を持っている方もいらっしゃるのであれば、自分たちのやっている事業を、その方たちにお話をして、そこでどうですかという誘い方もしながら、少しずつ市民のほうに渡していくことも必要なのではないかなと思います。職員がやはり少なくなっていく現状の中で、職員の負担を軽減することは物すごく大切なことだと思うので、なるべく市民の方に、足を運んで来ているんですから、より一層足を運んでいただいて、あるいはお手伝いをしていただくということを考えていけば、市をもっと盛り上げてくれるのはやはり市民の方だと思うので、その辺の声のかけ方をしっかりとさせていただきたいと思うんですけれども、それを答弁いただいて終わりたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 千葉館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） お答えいたします。

1年間に大体3種類から4種類の公民館講座を開催しております。一つの講座につきまして3回から4回、多ければ6回とかという講座がございます。そこに参加してくださる方々の最後の日にマイプラン・マイスタディという事業がありますので、ぜひ皆さん、回数を重ねると皆さんも仲よくなってくるので、仲間づくりですとか、この事業を活用してくださいという御

案内をしておりますので、実際その成果がなかなか出るの難しいかと思いますが、今後ともそのように促してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 喜多委員の最後の御質問にお答えしますが、具体的なことについては、今それぞれの所属長から申し上げたとおりでございます。

我々も、やはり日々の業務の見直しという視点では、まさに先ほど委員からお話のありました団体への自立の促し、このあたりをきちんと把握をしながら、我々行政の職員としてやらなければいけないこと、あるいはほかの方にもやっていただけること、このあたりをきちっと整理をしながら進めてまいりたいという考えでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 第11款公債費から第13款予備費までは通告がありませんので、以上で一般会計予算についての質疑を終わります。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、令和2年度士別市国民健康保険事業特別会計予算から令和2年度士別市農業集落排水事業特別会計予算までの5会計について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 特別会計中、公共下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計における令和2年度地方公営企業法適用支援業務委託料について質問いたします。

公共下水道事業特別会計でいけば1,650万円、特定環境保全下水道事業費においては50万円、また、農業集落排水事業特別会計における農業集落排水の部分については40万円、個別排水については40万円、計1,780万円の業務委託の部分について質問いたします。予算説明資料は44ページでございます。

下水道事業の地方公営企業法適用、公営企業会計化につきましては、市政執行方針において下水道事業における経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和6年度適用に向け、この令和2年度から準備に着手するとされました。2月13日の議会全員協議会においてこの適用に向けた資料を説明いただいたところでありますけれども、その中で適用の必要性、適用開始年度、対象事業、適用までのスケジュールと説明をいただきました。

改めまして、この公営企業会計に移行する背景、また移行のメリット、さらには、それを含めた適用への考え方とスケジュールについて改めてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木施設管理課主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えいたします。

考え方、背景につきましてはですが、現在の下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少や昭和36年度より整備された施設設備の老朽化に伴う更新投資の増加など急激に厳しさを増しております。こうした中で、必要な住民サービスを将来にわたり安定

的に提供していくため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化を図ることを目的としております。

メリットといたしましては、法適用後、経営状況の明確化、また住民や議会による統制及び職員の経営意識の向上などメリットはありますが、その中でも資産の状況や減価償却費による資産の費用化などを把握し、経営改善を行っていくことで将来の安定的な事業運営を目指すことができます。

スケジュールにつきましては、先ほど委員からありましたとおり、次年度より着手します。令和5年度まで移行作業を行いまして、令和6年度の予算決算について公営企業会計に基づくものに移行することとしております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ただいま答弁いただきましたとおり、令和6年度の適用に向け、来年度の2年度から5年度までの4年間、これは作業スケジュールだと示されました。それで、令和2年度においては4事業、計1,780万円の委託費が計上されています。このただいまの4年間のスケジュールで、この初年度である令和2年度の委託費はということで、今、計上ありますけれども、この4年間の移行に向けた総事業費についてはどれほど見込まれているのでしょうか。

また、令和2年度予算においては、厳しい財政状況等の中でということで中であっての新規事業ということでありまして、こちらはまちづくり総合計画の予定事業でも、なかったと承知をしております。一方で、2018年、平成30年3月に策定をされております土別市下水道事業経営戦略、この中で4事業それぞれに財政計画の中でこの公営企業会計化というのは方針としてはうたわれているんですけれども、具体的スケジュールは触れられていない中であって、この令和2年度に予算化をする、事業を着手をするという、この部分の判断、どういった経過があったのか、お伺いをしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えします。

法適用に係る4年間の総事業費になりますが、5,870万円を予定しております。次年度1,780万円、3年度1,650万円、4年度1,350万円、5年度1,090万円を予定しております。今なぜ適用が必要なのかということで、平成30年度からのまちづくり総合計画の策定時には、人口3万人以上の市町村は国から法適用の時期について示されておりました。それ以外の市町村については、できる限りの移行とされていたため、他自治体の動向を含め時期を検討しておりました。しかし、平成31年1月25日付総務大臣通知において、平成31年度から平成35年度までの5年間を拡大集中取り組み期間とし、本市の下水道事業についても取り組み重点事業と位置づけられ、移行について強く求められました。また、法適用に要する経費につい

ては国の支援を活用できることから、次年度からの移行に着手することにいたしました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 強い国の方針というのが、今答弁の中でも言われておりますけれども、同じく説明のありました適用までのスケジュールによれば、令和2年度は、まず移行計画書の作成、それから農業集落排水・個別排水における固定資産評価、この業務が予定業務として示されておりますけれども、令和2年度の委託業務の概要、各会計の計上の考え方をお知らせいただきたいんですけども、今申し上げた適用までの業務スケジュールでいけば、固定資産評価などについては農業集落排水や個別排水となっているんですが、1,780万円のうち、多くは公共下水道事業1,650万円ということでありますので、この予算の各事業への計上の考え方も、委託業務の考え方と、この予算の各会計への計上の考え方についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 桜木主幹。

○施設管理課主幹（桜木卓也君） お答えいたします。

次年度の委託業務の概要になりますが、公営企業適用に係るさまざまな作業がありますが、それを実施時期、またそれを月単位で計画して移行計画書を作成いたします。また、農業集落排水・個別排水施設の決算資料や多くの工事関係書類等をもとに事業費及びその財源について整理を行い、固定資産台帳を作成する業務を委託する予定であります。

その際の各会計計上の考え方ですが、下水道事業は2つの特別会計にそれぞれ2事業で構成しております。法適用後には各事業ごとに事業の償還額を把握することが必要になりますので、各年度の委託業務費を事業ごとの処理水量で案分した額を予算計上いたしました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今、処理水量で案分ということでありますけれども、固定資産台帳の調査、評価ということであれば、施設規模なのかなと今は考えるところですけども、予算計上の部分は処理水量だということ、この考え方なので、そこはわかりました。

そこで、今回の来年度、令和6年度を目標としたこの公営企業適用化なんですけれども、経営基盤強化、これを目的としているんですけども、これは具体的に何を示しているのか。私が想像する部分でいけば、今の公共下水道事業にかかわっては、使用料収入と一般会計からの繰入金と、その他ということだと思っておりますけれども、この公営企業会計化をして、経営基盤強化と言われると、どうしてもやはり使用料金を値上げをするという根拠になってしまうのではないかと、こんなふうを考えてしまうんですけども、一方で、一般会計からの繰り入れ基準の明確化などが、その施設の施設財産の固定資産の評価によって明確になったときに、一般会計からの繰り入れを、令和2年度でいけば3億4,000万円ほど一般会計からの繰り入れ、公共下水道に入っておりますけれども、これは例えば公営企業会計化したので繰入

金を多くしてくださいといったときに、そこができるのかと疑問を持つわけです。そうなる
と、どうしてもこの公営企業会計化については、これから4年間で大きなお金をかけて、結
果、市民負担増に向けた根拠づくりじゃないかとも思ってしまうんですけれども、その部分、
いかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

今回、企業会計に移行することで、一番大きな部分として施設資産を含めた収支状況を的確に把握できることとなります。こちらの資産になるんですが、現在、当然、市費に該当します汚水処理にかかわる部分、そして公費に該当する雨水施設にかかわる部分、そういった部分、2つの概念を持った施設を下水道事業として抱えております。そういった部分が、ある程度、この法適用に向けて進めたことによって、どれだけの費用をかけて整備をし、どれだけの起債が残っているとか、そういった部分が適格に把握できることとなります。そういった上で、持続可能な事業運営を見据えた収支均衡を図るために、委員お話のとおり、一般会計からの繰り入れ基準の設定や経費削減策などの実施を検討してまいります。その後、さらなる経営改善が必要になったときには、料金改定の検討を行う場合もあると考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今御答弁いただいた部分の改めて確認なんですけれども、私の求めは、まず使用料負担増ということではなくて、まずは経営の見える化というか、明確化した後に、業務効率化等を図って、繰入金、入れるべきものを入れて、それでもなおというときには検討せざるを得ないという、こういう理解でよろしいですか、順序の部分でいくと。そういうことでよろしいか、再度確認をいたします。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

今、委員お話のとおり、まず順序的には資産、どういった部分で今置かれている状況をまず的確に把握をしまして、当然、一般会計からの繰り入れ基準、法的に繰り入れすべき基準、また、軽減など、そういった部分で、生活の収入が少ない方とか、病気を持っている方とか、そういった部分については政策的な基準なども含めて、繰り入れの基準を設定するような形になります。それも踏まえた上で、当然、人口減少、そういった部分も当然今後想定されます。その中で経費削減の方策、または施設についてもスペックのダウンも含めて検討をしながら、まずは削減できるものは削減できる。そういった中でも、やはり下水道事業は水道事業と比較しても施設の量は非常に多い事業でございます。そういった中で、場合によっては料金のほう、御負担を、市費に該当する分に対して御負担をする場合が、なった場合には検討させていただくような形になります。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 令和2年度士別市水道事業会計予算及び令和2年度士別市病院会計予算について通告はありませんので、次に移ります。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、議案第9号 士別市指導主事の給与に関する条例の制定についてから議案第16号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定についてまでの8件については通告がありませんでした。

○副委員長（遠山昭二君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、3月13日午前10時から本日に引き続き委員会を開催しますので、定刻まで御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時44分閉議）